

新島火山避難計画 (素案)

令和元年 5 月

新島火山防災協議会

※噴火警戒レベル導入に必要な防災対策をまとめたものであり、今後本計画（素案）を基に避難計画を検討していく。

目 次

1	計画の目的	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の構成	1
4	用語例	2

【本編】

第1部	新島の概要	本- 1
第1章	基本情報	本- 1
1	自然条件・社会条件	本- 1
2	新島火山の概要	本- 2
3	新島火山の噴火履歴	本- 5
4	参考文献	本-13
第2章	想定される火山活動等	本-14
1	想定される火山活動	本-14
2	想定される噴火ケースと火山現象	本-14
3	噴火事象系統樹	本-15
4	火山ハザードマップ	本-16
5	噴火警戒レベル	本-19
6	参考文献	本-22
第2部	平常時からの備え	本-23
第1章	火山観測・監視	本-23
1	国等の火山観測・監視体制	本-23
2	住民等が異常を発見した際の通報	本-23
3	火山活動の状況等の共有	本-24
第2章	防災関連施設等	本-25
1	避難施設	本-25
2	防災行政無線施設	本-25
3	港・空港等	本-25
4	備蓄	本-25
第3章	防災関係機関等との連携	本-28
1	コアグループ	本-28
2	新島火山防災協議会	本-28
第4章	火山防災知識等の普及啓発	本-29
1	住民への普及啓発	本-29
2	来島者への普及啓発	本-29
3	児童・生徒への普及啓発	本-29
第5章	避難促進施設における対応	本-29
第6章	避難訓練	本-29

第3部 避難計画	本-30
第1章 基本方針等	本-30
1 基本方針	本-30
2 噴火警戒レベルと避難対応の目安	本-31
3 新島火山活動の近隣島しょ部への影響	本-31
4 近隣島しょ部の火山活動による新島・式根島への影響	本-31
第2章 火山活動が活発化した場合の対応	本-34
1 防災関係機関の活動態勢	本-34
2 共同検討体制	本-34
3 自衛隊への災害派遣要請	本-35
4 噴火警報・予報の伝達	本-37
5 情報連絡体制	本-37
第3章 立入規制	本-38
1 立入規制の実施	本-38
2 住民等への周知	本-41
3 立入者の把握	本-41
第4章 警戒区域	本-42
1 警戒区域の設定・解除	本-42
2 住民等への周知	本-42
第5章 避難情報	本-43
1 避難情報の発令	本-43
2 避難情報の伝達	本-45
第6章 避難対応	本-47
1 防災関係機関の準備	本-47
2 一般住民の島内避難	本-47
3 一般住民の島外避難	本-50
4 児童・生徒等の避難	本-52
5 避難行動要支援者の避難	本-53
6 来島者の避難	本-53
7 住民の自主避難	本-54
8 避難に際し住民のとるべき対応	本-54
第7章 避難に伴う対応措置	本-55
1 医療救護	本-55
2 行方不明者等の捜索・救助	本-55
3 ペットの同行避難	本-55
4 産業動物対策	本-55
5 残留機関の現地活動対策	本-55
第8章 避難生活	本-56
1 島内での避難生活	本-56
2 島外での避難生活	本-58

【マニュアル編】

※マニュアル編は、本避難計画（素案）策定後検討を行う。

【附属資料】

※附属資料は、本避難計画（素案）策定後検討を行う。

本計画中の地図は、国土地理院発行の地形図を使用しています。

1 計画の目的

新島では、居住地域の周辺に活火山（単成火山体）が点在しており、噴火に伴う噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流等の火山現象による影響が噴火開始からごく短時間で居住地域に及ぶが、噴火の兆候から本格的な噴火に至るまでのリードタイムを見積もることは難しい。

また、状況によっては船舶等を利用した島外避難が必要となることも想定されるため、噴火の兆候の認知後、速やかに避難準備に取り掛かり、混乱なく迅速な避難を実施するためには、避難計画をあらかじめ具体的に定めておく必要がある。

本計画は、以上のことを踏まえ、新島の火山活動が活発化した場合において、関係機関が協力して住民及び来島者の安全を確保し、円滑に避難できるようにすることを目的とする。

2 計画の位置付け

本計画は、新島の地域の状況や特性に合った具体的で実践的な避難計画を目指し、新島火山防災協議会の構成機関が協議の上、策定するものである。

なお、本計画は、避難に関する基本的な事項について防災関係機関の役割等を示したものであり、噴火時等には、火山活動の状況等に応じて臨機かつ柔軟な対応が必要である。

また、本計画について新たな知見や課題が明らかになった場合には、適宜、修正を図ることとする。

3 計画の構成

本計画の構成と主な内容は、次のとおりである。

表 新島火山避難計画の構成

構成	主な内容
本編	<ul style="list-style-type: none">○ 新島の基本情報、想定される火山活動等○ 防災関係機関による平常時からの備え○ 火山活動が活発化した場合の避難対応に関する基本方針や防災関係機関の役割等
マニュアル編 ※本避難計画 (素案)策定後 検討を行う。	<ul style="list-style-type: none">○ 噴火警戒レベル1における火山現象の発生又は噴火警戒レベル2以上の発表から避難対応までの防災関係機関の役割等について、本編の内容を次の観点により整理、補足したもの<ul style="list-style-type: none">・ 噴火警戒レベル及び噴火ケースごとに示す。・ 突発的に噴火が発生する場合や噴火警戒レベルが段階を追って引き上げられない場合でも対応できるように示す。・ 時系列で示す。・ 図表等を用いて分かりやすく示す。・ 防災関係機関の連携及び認識の共有に必要な情報を示す。・ 避難対応における留意事項等の活動に必要な情報を示す。

4 用語例

本計画で使用する用語等は、次のとおりとする。

表 地域等の標記

標記	説明
区市町村	東京都に属する全区市町村をいう。
島しょ	東京都の地域のうち、島しょ町村の所在する地域をいう。
島内	新島・式根島内の地域をいう。
島外	新島・式根島以外の地域をいう。

表 機関名等の標記

標記	機関等
村	新島村
都	東京都
支庁	東京都総務局大島支庁
出張所	東京都総務局大島支庁新島出張所
警察署	新島警察署
駐在所	新島警察署 若郷駐在所
	新島警察署 式根島駐在所
新島消防団	新島村新島消防団
式根島消防団	新島村式根島消防団
火山監視・警報センター	気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センター
東京管区气象台	気象庁東京管区气象台
海上保安本部	海上保安庁第三管区海上保安本部
東海汽船	東海汽船株式会社
東京バス協会	一般社団法人東京バス協会
N T T 東日本	東日本電信電話株式会社
N T T 西日本	西日本電信電話株式会社
東京電力新島事務所	東京電力パワーグリッド株式会社
	東京総支社島嶼業務センター新島事務所
N T T 新島サービスセンター	東日本電信電話株式会社
	南関東東京事業部東京西支店設備部新島サービスセンタ

【本編】

第1部 新島の概要

第1章 基本情報

1 自然条件・社会条件

(1) 自然条件

新島は、東京から南へ約160kmに位置し、東経139度15分、北緯34度22分、面積は22.97km²、南北11.5km東西2.5kmの二頭形台地状の島であり、富士山・箱根山から小笠原・マリアナ諸島に連なる活火山の一つである。南側には向山があり、300.8mの大嶺と坑火石を産出する石山等のピークがある。中央には本村集落、北には432mの宮塚山を境に若郷集落があり、2つのトンネルで結ばれている。

式根島は、新島の南西5.0kmに位置し、東経139度13分、北緯34度19分、面積は3.67km²、南北2.3km東西3.0kmで、周囲12.2kmの海岸線は複雑に入り組んでいるが、島内は最も高い^{かんびきやま}神引山が98.8mと起伏の少ない台地状の地形となっている。

(2) 社会条件

村の人口は2,720人、世帯数は1,383世帯である。地区別にみると、^{ほんそん}本村は1,893人、若郷は304人、式根島は523人である（平成31年2月現在）。

道路は、新島と式根島に1路線ずつの都道がある。都道211号線（若郷新島港線）は、本村と若郷をつなぐ重要な役割を担う。特に、平成15年度に完成した平成新島トンネルと若郷トンネルは災害に強い幹線道路として整備されている。また、都道237号線（式根島循環線）については、平成17年度に陸橋を含む道路が完成し、災害時の避難道としての役割を担う。さらに村道によって、新島では東西南北を縦横でき、式根島では周遊が可能な道路網の骨格が形成されている。

本土から新島への交通は、海路と空路がある。海路は、竹芝棧橋からは高速船及び大型船、下田港からはフェリーで結ばれている。所要時間は、竹芝棧橋からは高速船で約2時間20分、大型船で約8時間30分、下田港からはフェリーで約2時間40分である。空路は、調布飛行場から飛行機で結ばれ、所要時間は約35分である。

本土から式根島への交通は、海路があり、竹芝棧橋から高速船及び大型船で結ばれている。所要時間は、大型船は約9時間、高速船は約2時間20分である。季節航路として久里浜から高速船が運航しており、所要時間は約2時間である。下田からフェリーも運航しており、所要時間は約3時間15分である。また、新島から式根島への交通は、連絡船で結ばれ、所要時間は約15分である。

来島者は、新島は年間約5万5百人、式根島は年間約2万6千人である。宿泊施設（ホテル・旅館・民宿、ペンション、キャンプ場）は、新島は36か所（総収容者数1,066人）、式根島は31か所（総収容者数900人）である（平成29年12月現在 新島村産業観光課調べ）。

2 新島火山の概要

新島では北部の宮塚山・阿土山等と南部の向山の2つの地域に十数個の溶岩ドーム群が形成されており、両者に挟まれた集落のある平地は9世紀の噴火に伴う火砕物の堆積により形成されている。これら火山は数万から約10万年前から噴火が始まったと考えられているが、一部火山の噴火年代が推定されたに過ぎず噴火史の詳細は明らかではない。また、これら2つの噴火中心のうち、10～5万年前は南部を中心とした活動を、4～1.5万年前には北部を中心として活動し、最新の向山噴火では再び南部に噴火活動が移動したと考えられている。

有史以降の噴火活動としては9世紀の一連の噴火活動がある。新島南部の向山(標高301m)は9世紀末の噴火により形成され、活動初期に爆発的なマグマ水蒸気噴火を起こし、その後山体成長とともに火砕丘の形成から溶岩の流出へと噴火様式が推移した。また、これに先立つ9世紀中期には久田巻、阿土山でマグマ水蒸気噴火を起こし、後者はやや規模の大きな噴火とされている。

噴火間隔は長いですが、噴火すれば激烈で、火砕サージ・火砕流を生じやすいと考えられる。火砕流や火砕サージが海面上を流走する可能性や、浅海域で噴火が始まった場合の小規模な津波発生についても注意が必要である。また、火砕流、溶岩流が海域に達した場合には、マグマ噴出口以外の地点で発生する二次爆発に注意が必要である。

※大規模噴火、中規模噴火、小規模噴火を分ける閾値は、それぞれ4000万DRE m³、40万DRE m³とした。なお、「DRE」とは、マグマ噴火やマグマ水蒸気噴火による総噴出物量をマグマの容積に換算したものである。

(参考：日本活火山総覧(第4版)新島, p955, 気象庁(2013), 伊藤(1999), 吉田(1992))

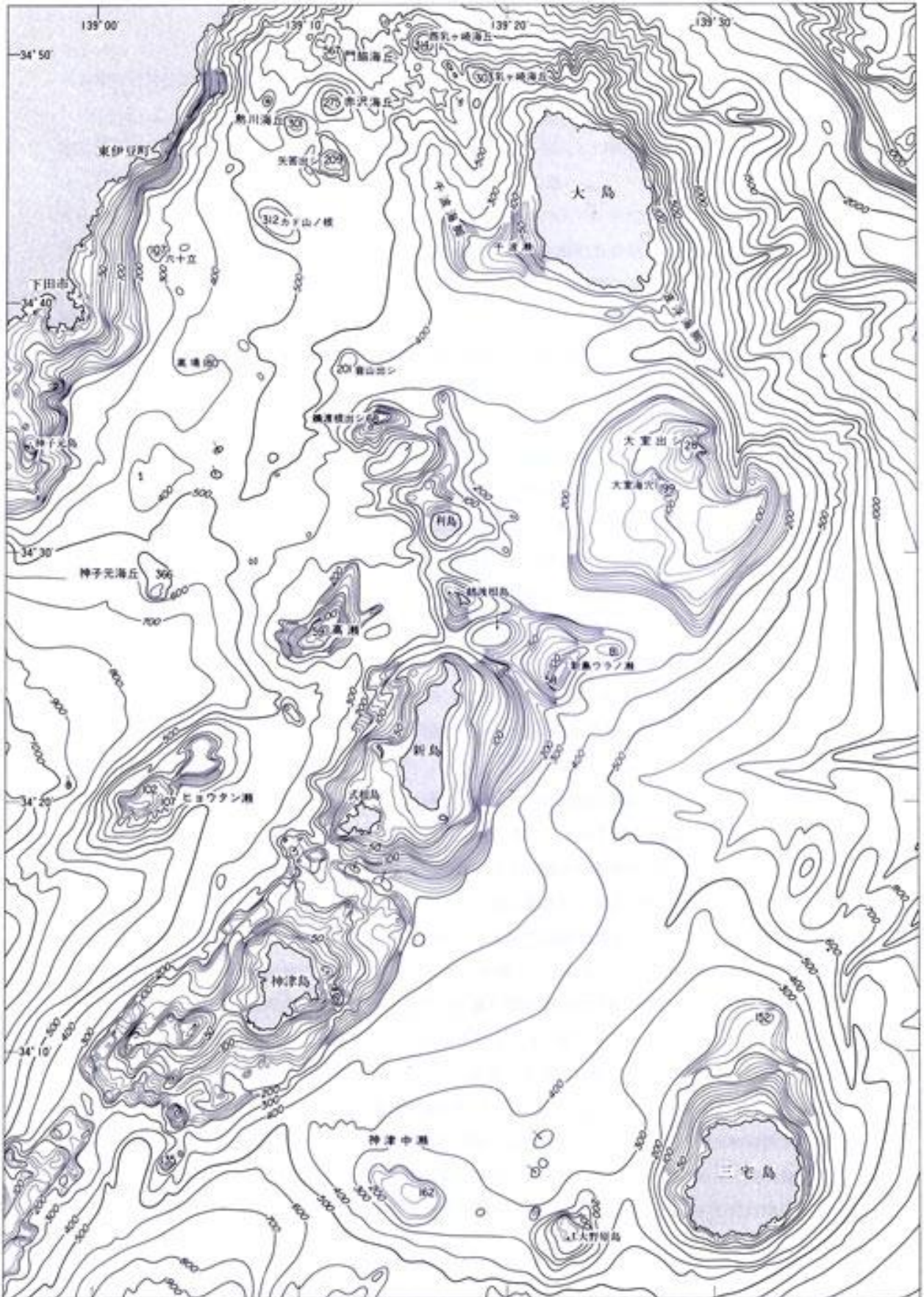


図 新島周辺の海底地形図

(参考：海上保安庁水路部発行 (1980, 1983) 大陸棚の海の基本図 1 : 200,000 No. 6352, 6364 及び 6363 による。水深の単位:m (産業技術総合研究所 HP より引用 一部加筆))



図 新島、式根島の地形図(気象庁, 2013)

3 新島火山の噴火履歴

新島火山の形成史、有史以降の火山活動、火口分布、災害実績を以下に示す。

(1) 形成史

新島は、利島—新島・式根島—神津島と連なる火山列島の1つで歴史時代に噴火記録をもつ活火山である。

新島・式根島周辺域に含まれる単成火山の活動がいつ始まったかを示す直接の証拠は得られていない。しかし、一色（1982）等によれば、数万年あるいは10万年ぐらい前から始まったとされている。また、火山活動の場が海底か、陸上かについての積極的な証拠も得られていない。

火砕物の爆発的放出に始まり、溶岩円頂丘の形成あるいは厚い1枚の溶岩流の流出で終わる一輪廻の活動で、小型の火山が断続的に形成されていったと考えられる。

ア 若郷火山

若郷火山は新島北方にあり、玄武岩質マグマの活動により形成された。3200年前(放射性炭素年代)ないし2千数百年前(考古遺物との関係)に噴火した。噴火様式は玄武岩質マグマによるマグマ水蒸気噴火で、ベースサージを噴出した。

イ 久田^{くだまき}巻噴火

856～857?年にスコリア質火山灰を放出した火山活動が推定されており、島北部に向かってスコリア質火山灰が厚くなることから、火口地形の残る久田巻・淡井浦付近が噴出源と推定されている(津久井ほか, 2006)。

ウ 阿土山火山

838～886年の間には阿土山火山が噴火した。この噴火は、流紋岩質マグマに玄武岩質マグマが混合したマグマによるもので、マグマ水蒸気噴火の発生で始まり、火砕丘の形成、溶岩ドームの形成に至った。

阿土山を形成する厚い溶岩は久田巻の爆裂火口の一つに流れ込み、火口南半を埋めていることから、同時期に新島北部久田巻付近で玄武岩質のマグマ水蒸気噴火があり、複数の火口が開いたと考えられている。

エ 向山火山

向山火山は886年に噴火した。この噴火は新島南部の浅海域での流紋岩質マグマによるマグマ水蒸気噴火に始まり、火砕流、火砕サージの噴出、火砕丘の形成を経て、溶岩流ドームの形成に至るものであった。

(参考：日本活火山総覧(第4版)新島, p961, 気象庁(2013), 横山・徳永(1978), 一色(1982, 1987), 伊藤(1993, 1999), 津久井ほか(2006))

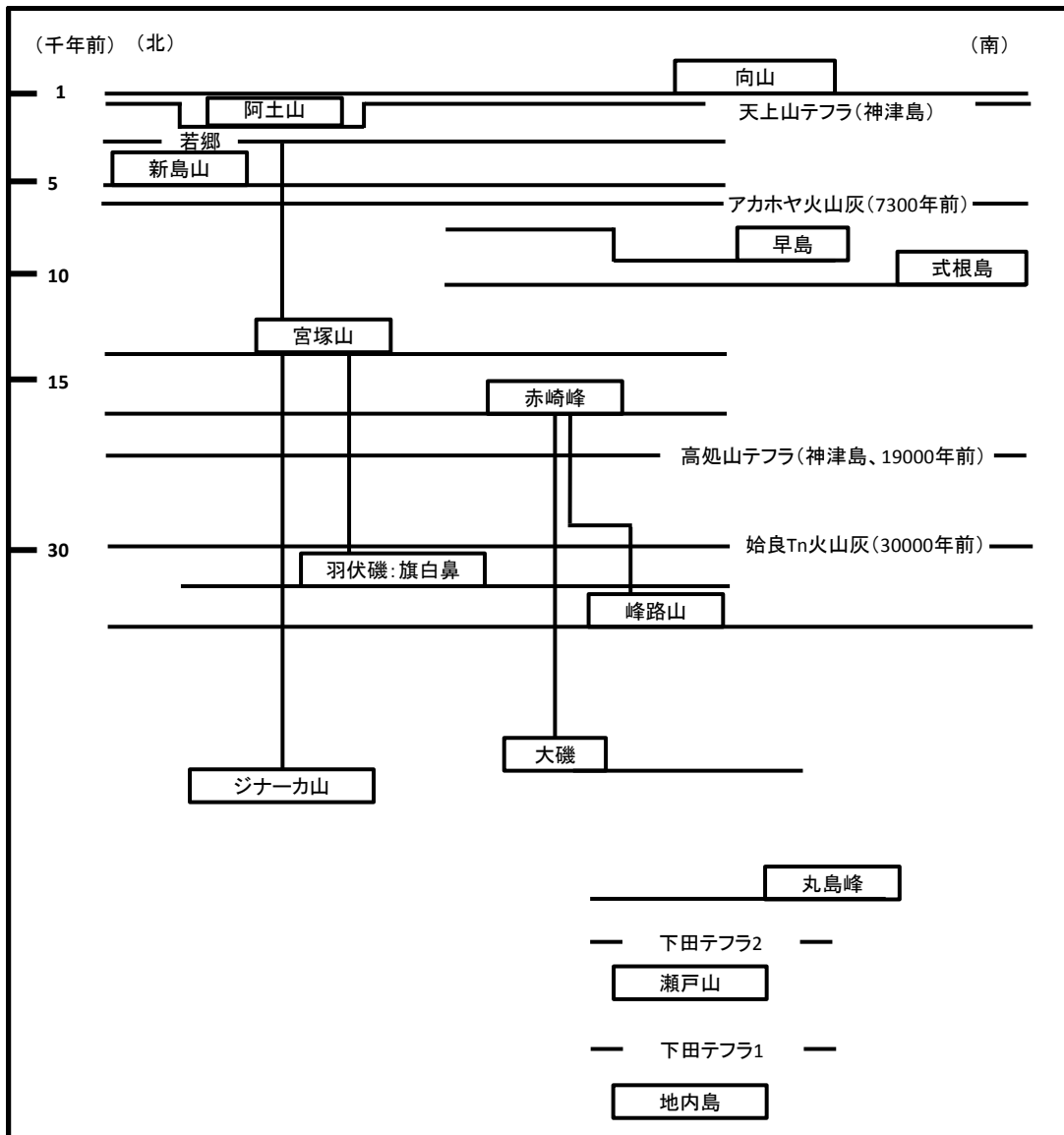
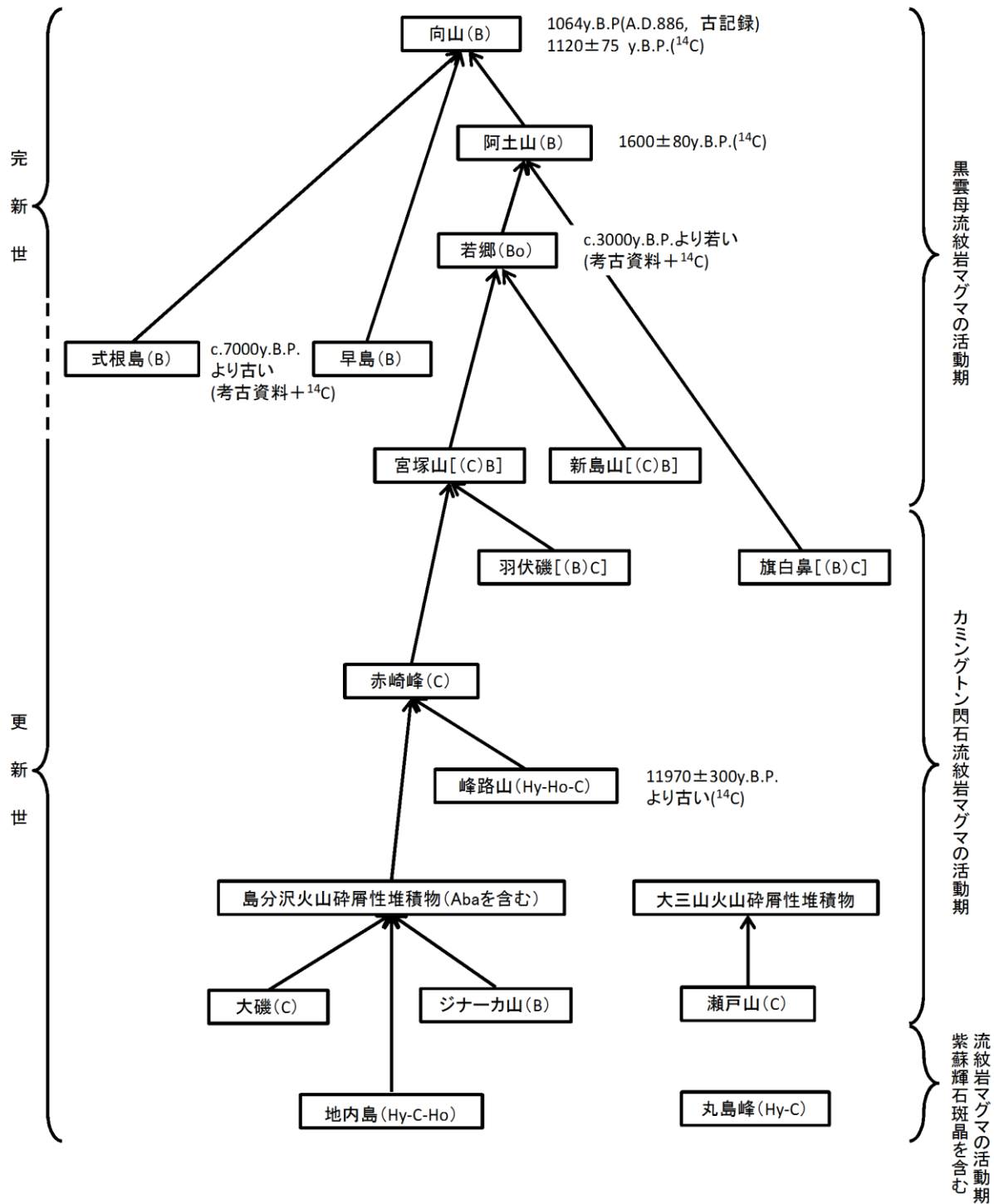


図 新島火山の噴火史
 (参考：吉田(1992)を Smith et al. (2013)をもとに部分修正の上で清書)



新島及びその周辺における単成火山形成史、矢印で結んだ地質単元は野外で上下関係(→の先が上位)が確認あるいは推定されたもの。島分沢火山碎屑性堆積物及び大三山火山碎屑性堆積物を除く単元では、「火山」の語が省略されている。Hy-C-Ho: 紫蘇輝石カミングトン閃石普通角閃石流紋岩、Hy-C: 紫蘇輝石カミングトン閃石流紋岩、C: カミングトン閃石流紋岩、Aba: 古銅輝石普通輝石安山岩、Hy-Ho-C: 紫蘇輝石普通角閃石カミングトン閃石流紋岩、(B)C: 黒雲母含有カミングトン閃石流紋岩、(C)B: カミングトン閃石含有黒雲母流紋岩、B: 黒雲母流紋岩、Bo: かんらん石玄武岩

図 新島火山の活動史

(参考: 一色 (1987) を清書)

(2) 有史以降の火山活動

新島火山の有史以降の火山活動について、噴火年代、噴火規模、噴火様式、噴火場所、活動経過・発生現象を整理し、次表に示す。

表 新島火山の有史以降の噴火及び地震活動

噴火年代	現象	噴火規模 (マグマ噴出量)	噴火様式	噴火場所	活動経過・発生現象
838～886年	噴火	—	マグマ水蒸気噴火	久田巻・淡井浦付近	火砕物降下?
838～886年	噴火	やや大規模 (0.085DRE km ³)	マグマ水蒸気噴火 →マグマ噴火	阿土山	火砕サージ、火砕物降下 →溶岩ドーム
886～887年	噴火	大規模 (0.73DRE km ³)	マグマ水蒸気噴火→マグマ噴火	向山	向山噴火：6月29日～ 火砕流・火砕サージ→火砕丘形成→溶岩ドーム（溶岩崩壊型火砕流を伴う）→小規模な爆発的噴火 向山形成（古記録では新たに1島を生じたという）。 房総半島より噴煙確認、音響、降灰（数cm）、植物枯死、家畜に被害、地震頻発、降灰砂多く牛馬倒死多数。
1936年	地震	—	—	—	12月27～29日。余震多数。島内で被害あり（最大M6.3）
1957年	地震	—	—	—	11月6日～11月末。地震群発（新島南方沖約10km、最大M6.0）
1965年	地震	—	—	—	8月3～9日。地震群発（新島・神津島付近、最大M5.0）
1966年	地震	—	—	—	5月15日。地震群発（新島西方沖約10km、最大M5.5）
1968年	地震	—	—	—	2月24～27日。地震群発（新島南方沖約10km、最大M5.0）
1983年	地震	—	—	—	8月。地震群発（新島北東沖約15km、最大M4.3）
1985年	地震	—	—	—	9月21～22日。地震群発（新島北部より北方沖数km、最大M3.4）
1991年	地震	—	—	—	1～2月。地震群発（新島島内より西方沖数km、最大M3.3）
1991年～1995年	地震	—	—	—	周辺で時々地震群発（新島－神津島周辺での地震活動）
2000年	地震	—	—	—	6～8月。新島-神津島-三宅島周辺で地震群発。有感地震、崖崩れの発生。 7月15日最大M6.3（震度6弱）
2011年 3月～4月	地震	—	—	—	東北地方太平洋沖地震（2011年3月11日）以降、新島付近で地震活動が活発化。有感地震多発。3月11日14時50分M4.7（震度4）

(参考：日本活火山総覧(第4版)新島, p959, 気象庁(2013))

(3) 火口分布

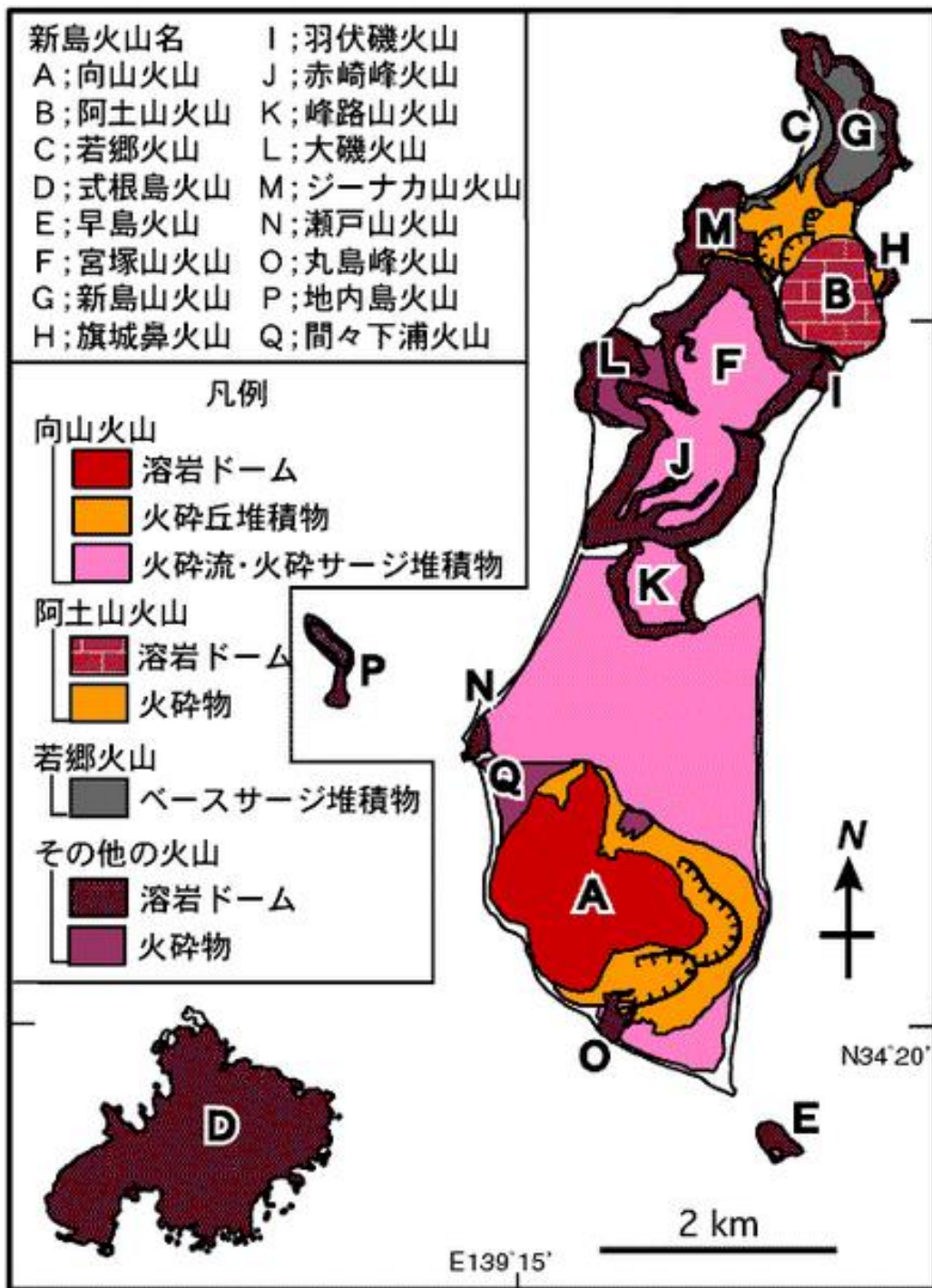


図 新島の地質概略図

(参考: 一色 (1987)、伊藤 (1993)、新島の地質概要図 (<https://staff.aist.go.jp/itoh-j/>))

(4) 火山地質図

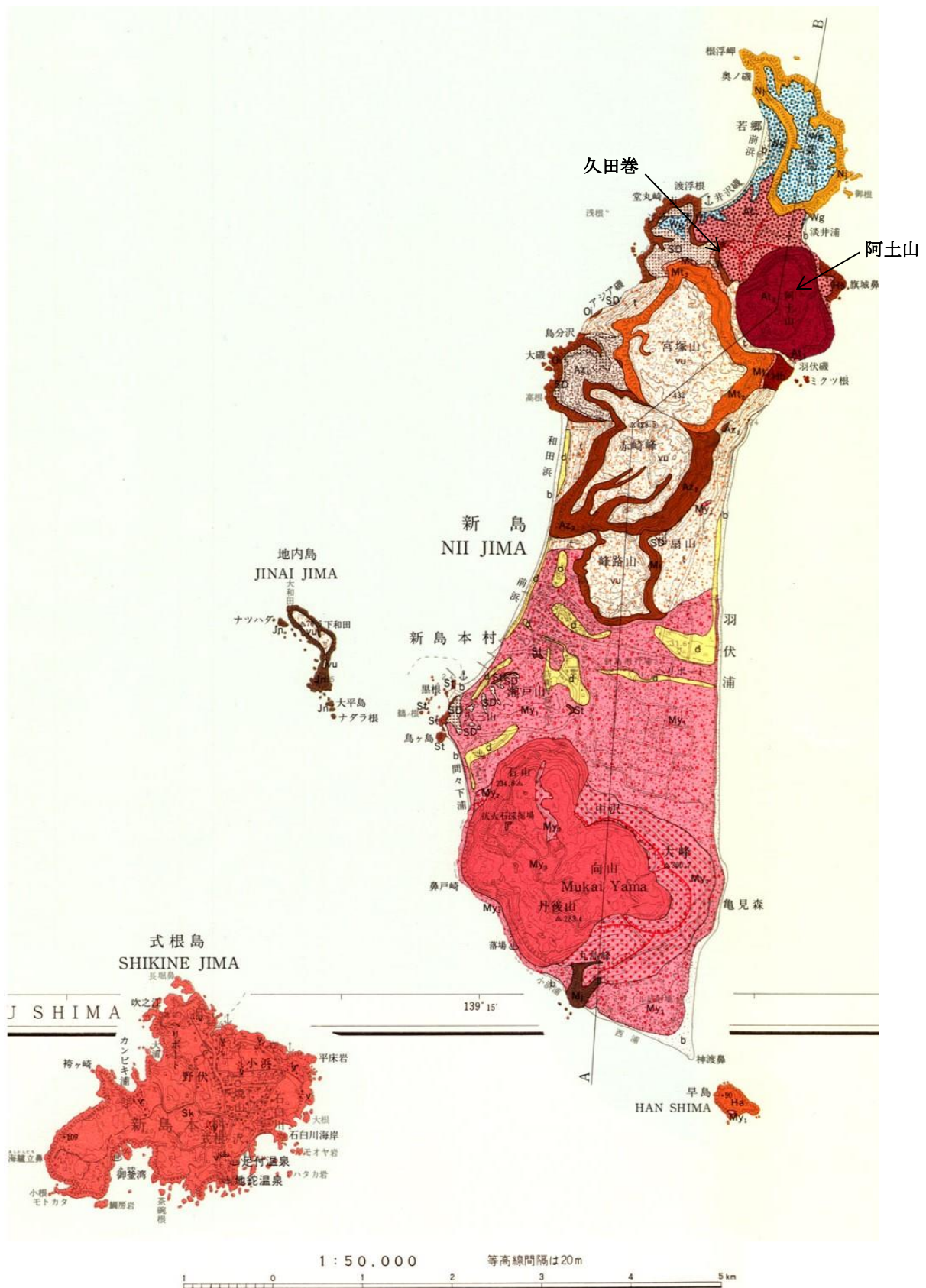


図 新島地域の地質図 (一色, 1987)

新島・式根島・地内島及び早島（単成火山群）

完新世	海浜堆積物	b	砂及び礫	
	砂丘堆積物	d	砂及び礫（厚さ 1m 以上の部分を図示）	
	崖錐及びそれに関連した堆積物	t	礫及び砂	
	向山火山	溶岩円頂丘	My ₃	黒雲母流紋岩溶岩
		火砕丘	My ₂	軽石質火山灰・火山礫及び火山岩塊（黒雲母流紋岩質）
		火砕サージ堆積物	My ₁	軽石質火山灰・火山礫及び火山岩塊（黒雲母流紋岩質）
	土山火山	溶岩円頂丘	At ₃	黒雲母流紋岩溶岩（苦鉄質包有物を伴う）
		火砕丘及び火砕サージ堆積物	At ₂	軽石質火山灰・火山礫及び火山岩塊（黒雲母流紋岩質）
	若郷火山火砕サージ堆積物	Wg	水冷火山礫・火山岩塊及び火山灰（かんらん石玄武岩質）	
	式根島火山	火山砕屑性堆積物		火山灰及び火山礫（主として黒雲母流紋岩質）
		溶岩円頂丘	Sk	黒雲母流紋岩溶岩
	早島火山溶岩円頂丘	Ha	黒雲母流紋岩溶岩	
	未区分火山砕屑性堆積物	vu	火山灰・火山礫及び火山岩塊（主として黒雲母流紋岩質）	
	宮森山火山	溶岩円頂丘	Mt ₂	カミングトン閃石含有黒雲母流紋岩溶岩
		火砕丘	Mt ₁	軽石質火山灰・火山礫及び火山岩塊（カミングトン閃石含有黒雲母流紋岩質）
新島山火山溶岩円頂丘	Nj	カミングトン閃石含有黒雲母流紋岩溶岩		
旗城鼻火山溶岩円頂丘	Hs	黒雲母含有カミングトン閃石流紋岩溶岩		
羽伏磯火山溶岩円頂丘	Hb	黒雲母含有カミングトン閃石流紋岩溶岩		
赤崎峰火山	溶岩円頂丘	Az ₂	カミングトン閃石流紋岩溶岩	
	固結度が低く同質の礫からなる火山角礫岩	Az ₁	カミングトン閃石流紋岩	
峰路山火山溶岩円頂丘	Mi	紫蘇輝石普通角閃石カミングトン閃石流紋岩溶岩		
島分沢火山砕屑性堆積物及び大三山火山砕屑性堆積物	SD	火山灰及び火山礫（主として流紋岩質）、古銅輝石普通輝石安山岩火山礫層を伴う		
大磯火山溶岩円頂丘	Oi	カミングトン閃石流紋岩溶岩		
ジナーカ山火山溶岩円頂丘	Ji	カミングトン閃石流紋岩溶岩		
瀬戸山火山溶岩円頂丘	St	カミングトン閃石流紋岩溶岩		
丸島峰火山溶岩円頂丘	Mj	紫蘇輝石カミングトン閃石流紋岩溶岩		
地内島火山溶岩円頂丘	Jn	紫蘇輝石カミングトン閃石普通角閃石流紋岩溶岩		
更新世				

図 新島地域の地質図の凡例（一色，1987 を改変）

(5) 災害実績

新島火山の災害実績として、886年向山火山噴火の事例を示す。向山火山の噴火活動は新島南部の浅海域で発生した。噴火活動は流紋岩質マグマによるマグマ水蒸気噴火で始まり、火砕丘の形成、溶岩流の流出に至った。古記録から、活動期間は1年～数年と思われる。

初期の噴火活動により噴出された火砕サージ堆積物及び火砕流堆積物は新島南部の海域を埋め、新島北方の宮塚山（標高 432m）を覆った。さらに一部は式根島・地内島・早島にも到達した。また、この活動による降灰が房総半島南部で記録されている（層厚6～9cm）ほか、伊豆大島、伊豆半島、静岡平野等で確認されている（杉原ほか，2001）。

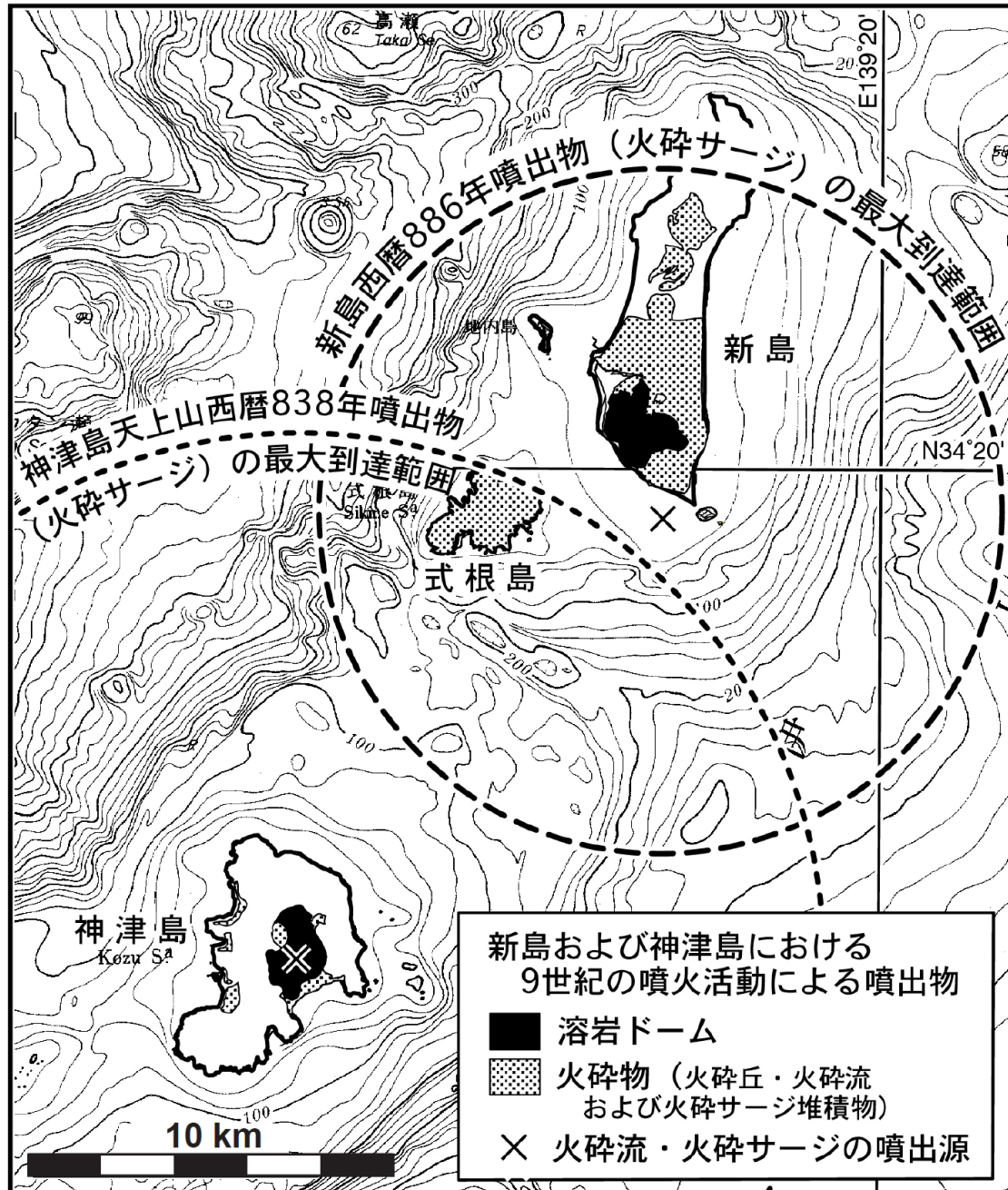


図 新島および神津島における9世紀の噴火活動による火砕サージ到達域
 新島向山火山886年噴火、神津島天上山火山838年噴火により噴出した
 火砕サージ堆積物の最大到達範囲を示した。

(参考：一色(1987)、伊藤(1999)を修正)

※原著の図のスケールが不正確であったため修正した。

4 参考文献

文献名	備考
神津島地域の地質	一色直記(1982), 地域地質研究報告 (5万分の1地質図幅), 地質調査所, 75
新島地域の地質	一色直記(1987), 地域地質研究報告 (5万分の1地質図幅), 地質調査所, 85
式根島流紋岩質溶岩流にみられる二次火口と放出物	伊藤順一・谷口宏充(1996), 火山, 41巻, 171-179
伊豆, 新島および神津島における噴火災害の要因分析	伊藤順一(1999), 地球, 21巻, 417-423
新島向山火山西暦886年噴火-古文書記録との対比-	伊藤順一(1993), 文部省科学研究費重点領域研究「自然災害の予測と社会の防災力」 研究成果, 125-134
日本活火山総覧(第4版)	気象庁(2013)
伊豆諸島, 神津島天上山と新島向山の噴火活動	杉原重夫・福岡孝昭・大川原竜一(2001), 地学雑誌, 110巻, 94-105
Identification and correlation of visible tephras in the Lake Suigetsu SG06 sedimentary archive, Japan: chronostratigraphic markers for synchronising of east Asian/west Pacific palaeoclimatic records across the last 150 ka	Victoria C. Smith, Richard A. Staff, Simon P.E. Blockley, Christopher Bronk Ramsey, Takeshi Nakagawa, Darren F. Mark, Keiji Takemura, Toru Danhara Suigetsu 2006 Project Members (2013), Quat. Sci. Rev., vol. 67, 121-137
伊豆諸島における9世紀の活発な噴火活動について-テフラと歴史史料による層序の改訂-	津久井雅志・斎藤公一滝・林幸一郎(2006), 火山, 51巻, 327-338
The 1965 Eruption of Taal Volcano	Moore, J.G., K. Nakamura, A. Alcaraz, The 1965 Eruption of Taal Volcano(1966), Science, vol151, 955-960
伊豆新島向山火山のベースサージ堆積物	横山勝三・徳永徹(1978), 火山, 23巻, 249-262
三宅島, 神津島, 新島周辺の過去の地震活動	浜田信生(2001), 地学雑誌, 110巻, 132-144
新島火山の噴火史	吉田 浩(1992), 日本火山学会講演予稿集, 2巻, 63

第2章 想定される火山活動等

1 想定される火山活動

(1) 火口位置

新島火山は、特定の噴火中心を持たない単成火山群であり、今後活動する火口位置の推定が困難である。

一連の活動中に火口位置が変化する可能性がある。

複数の火口がほぼ同時に活動する可能性がある（火口列の形成等）。

(2) 噴火特性（火山現象、噴火様式等）

新島火山の噴火特性は以下のとおりである。

- 流紋岩質マグマの活動が主だが、玄武岩質マグマが活動する可能性もある。
- 特に玄武岩質マグマの場合、長距離貫入の可能性はある。
- 流紋岩質マグマにより溶岩ドームが形成される場合には、数か月～数年間活動する可能性がある。
- マグマと海水が接することによるマグマ水蒸気噴火、溶岩ドーム形成、溶岩流・溶岩ドームが沿岸部に達することによる二次噴火等、火口位置により噴火活動が多様である。
- 大規模なマグマ水蒸気噴火が発生した場合には、その影響が隣接の島（利島・神津島）に及ぶ可能性がある。
- 大規模な地震あるいは地殻変動等が発生した場合、山体崩壊や地すべり及びそれに伴う津波が発生する可能性がある。

2 想定される噴火ケースと火山現象

新島火山で想定される噴火ケース及び各ケースで想定される災害要因となる火山現象は、以下のとおりである。

表 噴火ケースと火山現象

噴火ケース		火山現象
浅海での噴火	マグマ水蒸気噴火	火砕サージ、火砕流、噴石、火山灰、津波（小規模）、降灰後の土石流
	マグマ噴火	火砕サージ、火砕流、噴石、火山灰、溶岩流（溶岩ドーム）、降灰後の土石流
	二次噴火	噴石、火砕サージ、火砕流、津波（小規模）
島内での噴火	マグマ水蒸気噴火	火砕サージ、火砕流、噴石、火山灰、降灰後の土石流
	マグマ噴火	火砕流、噴石、火山灰、溶岩流（溶岩ドーム）、溶岩崩壊型火砕流（小規模津波）、降灰後の土石流

3 噴火事象系統樹

噴火の規模、様式、推移予測等の、より高度な火山噴火予知を目指すためには、過去の噴火履歴や火山学的知見に基づいて、事前に、予想される噴火前駆現象や噴火活動推移を網羅した噴火事象系統樹を検討しておくことが有用である。

本系統樹は、新島火山防災協議会火山現象検討部会において検討し、作成した。

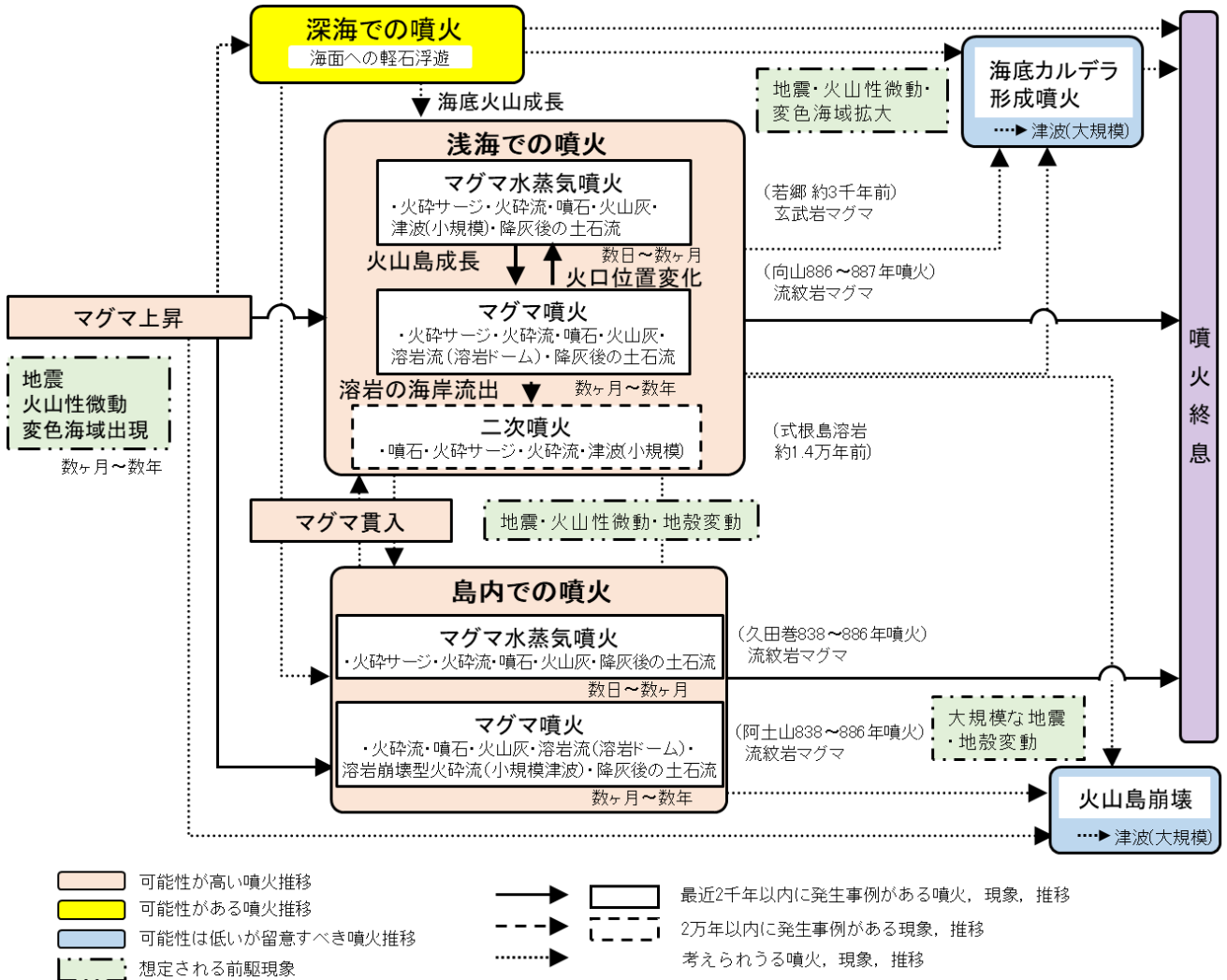


図 新島火山の噴火事象系統樹

4 火山ハザードマップ

火山ハザードマップとは、各火山災害要因（大きな噴石、溶岩流等）の影響が及ぶおそれのある範囲を地図上に特定し、視覚的に分りやすく描画したものである。また、火山ハザードマップに、防災上必要な情報（避難先等に関する情報、噴火警報等の解説、住民等への情報伝達手段等）を付加したものを火山防災マップという。

新島火山では、「想定火口位置」、「大きな噴石」、「火砕サージ」、「火山灰(小さな噴石を含む。）」、「火砕流」について火山ハザードマップ（新島火山防災協議会，2018、2019）が作成されている。

火山ハザードマップの一部を以下に示す。なお、想定火口位置は、火口が生じる可能性のある代表的な地点のひとつを示したものであり、このほかの範囲に火口が生じる可能性がある。

※下図の電子データは、東京都防災ホームページから取得できる。
(URL確定後挿入)

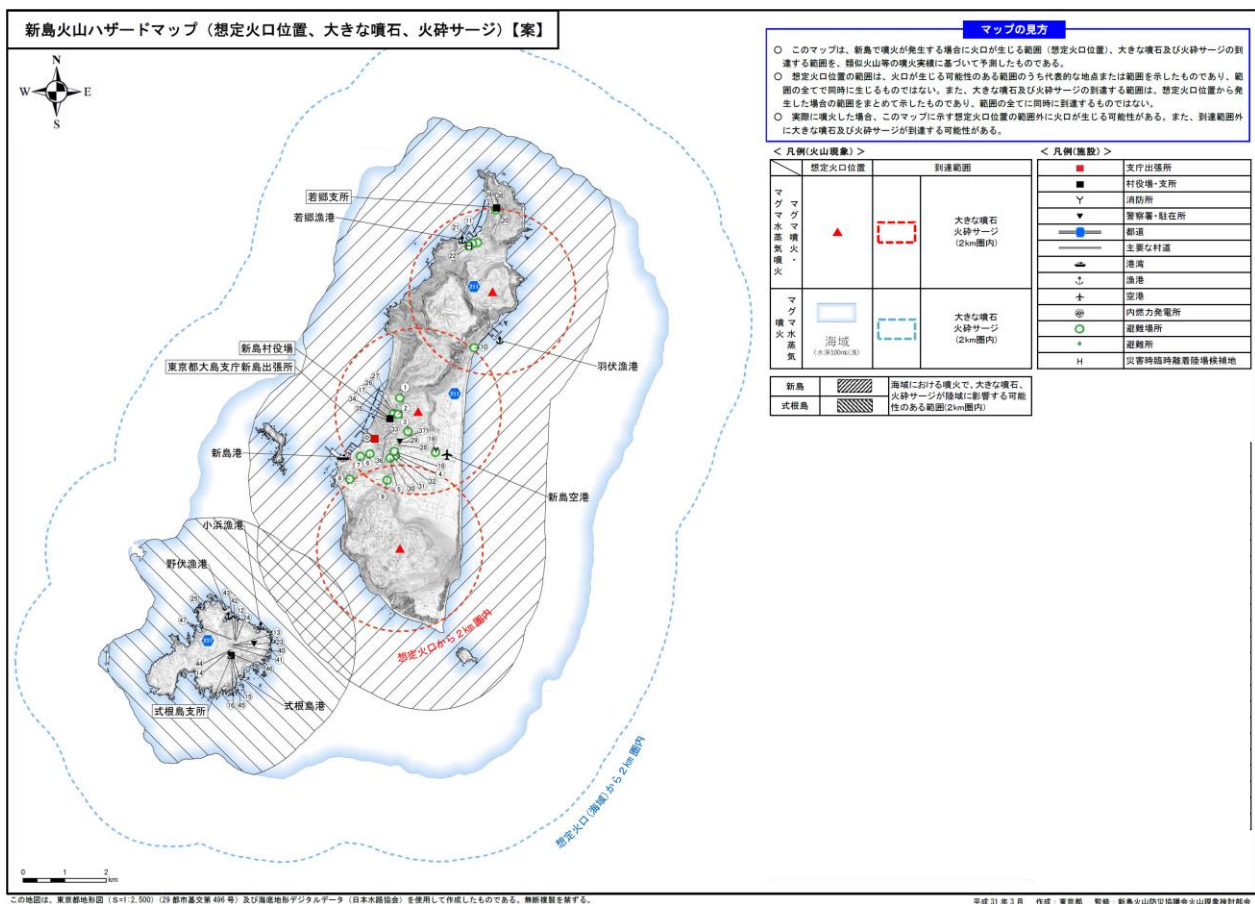


図 新島火山ハザードマップ（想定火口位置、大きな噴石、火砕サージ）【案】
(新島火山防災協議会，2019)

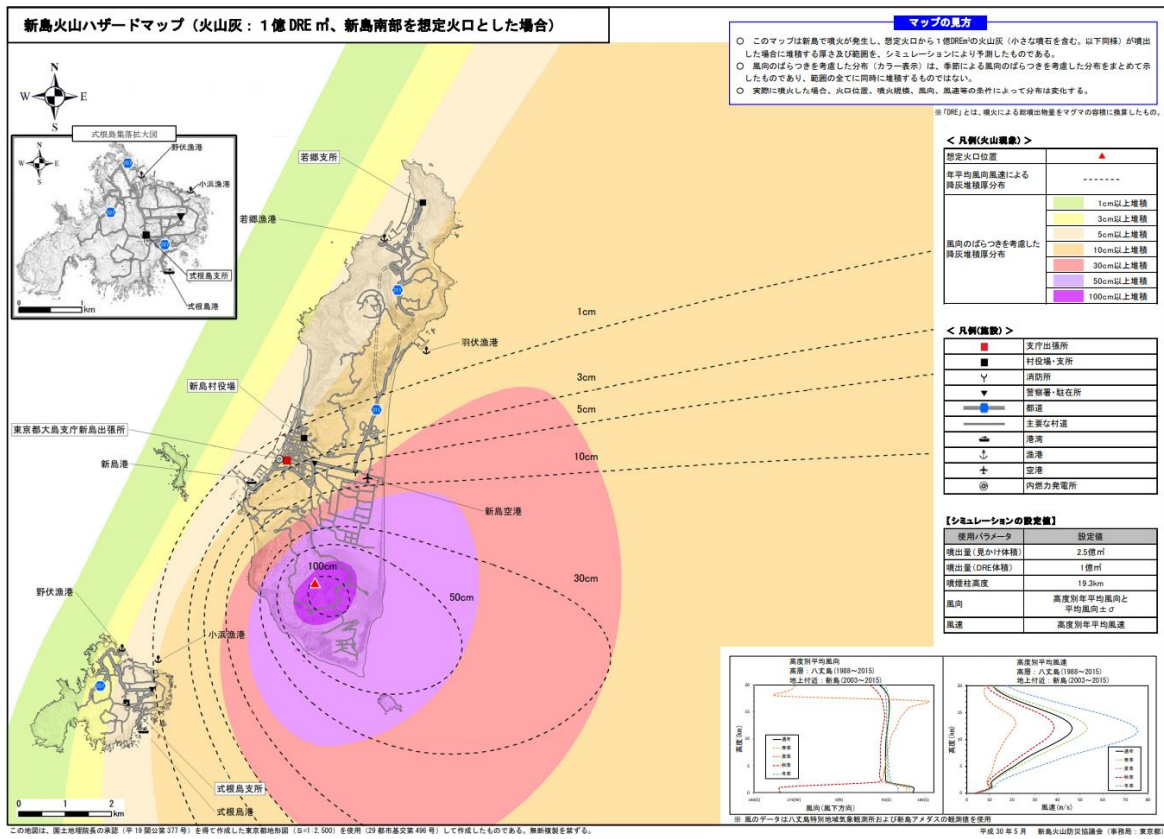


図 新島火山ハザードマップ (火山灰：1億 DRE m³、新島南部を想定火口とした場合)
(新島火山防災協議会, 2018)

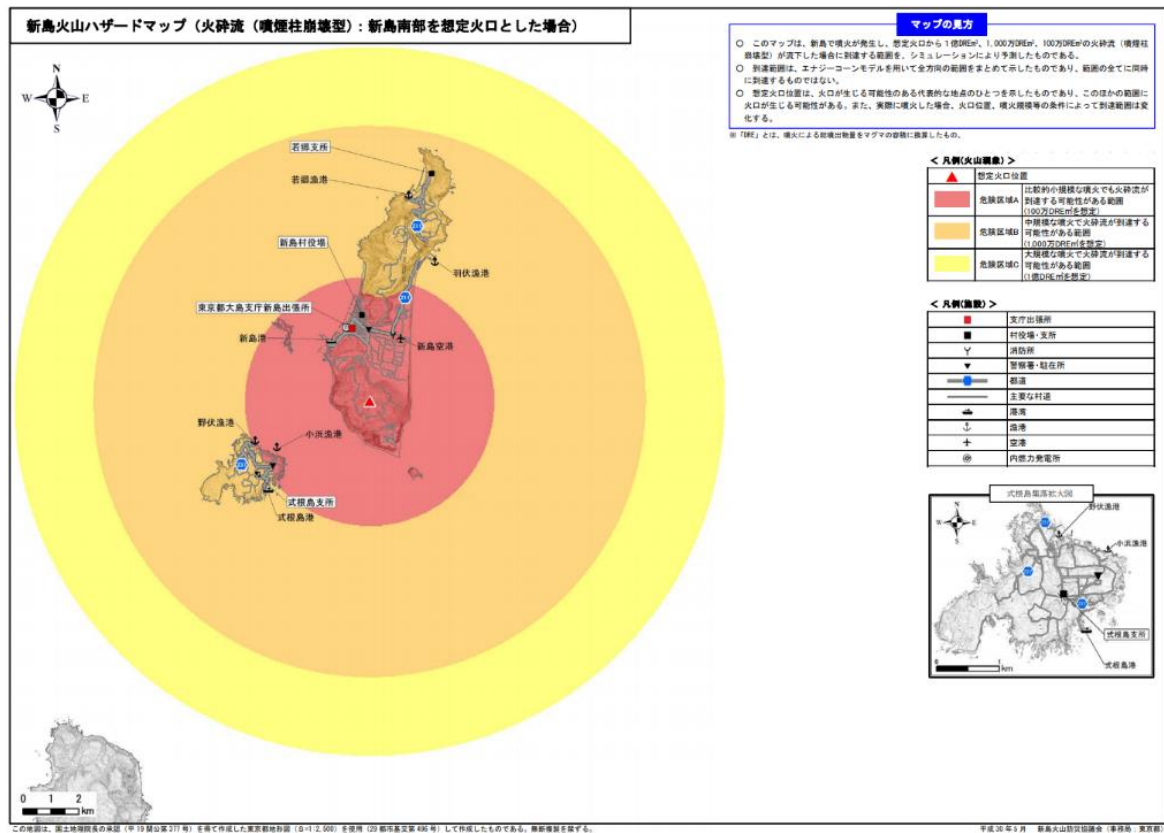


図 新島火山ハザードマップ (火砕流(噴煙柱崩壊型)：新島南部を想定火口とした場合)
(新島火山防災協議会, 2018)

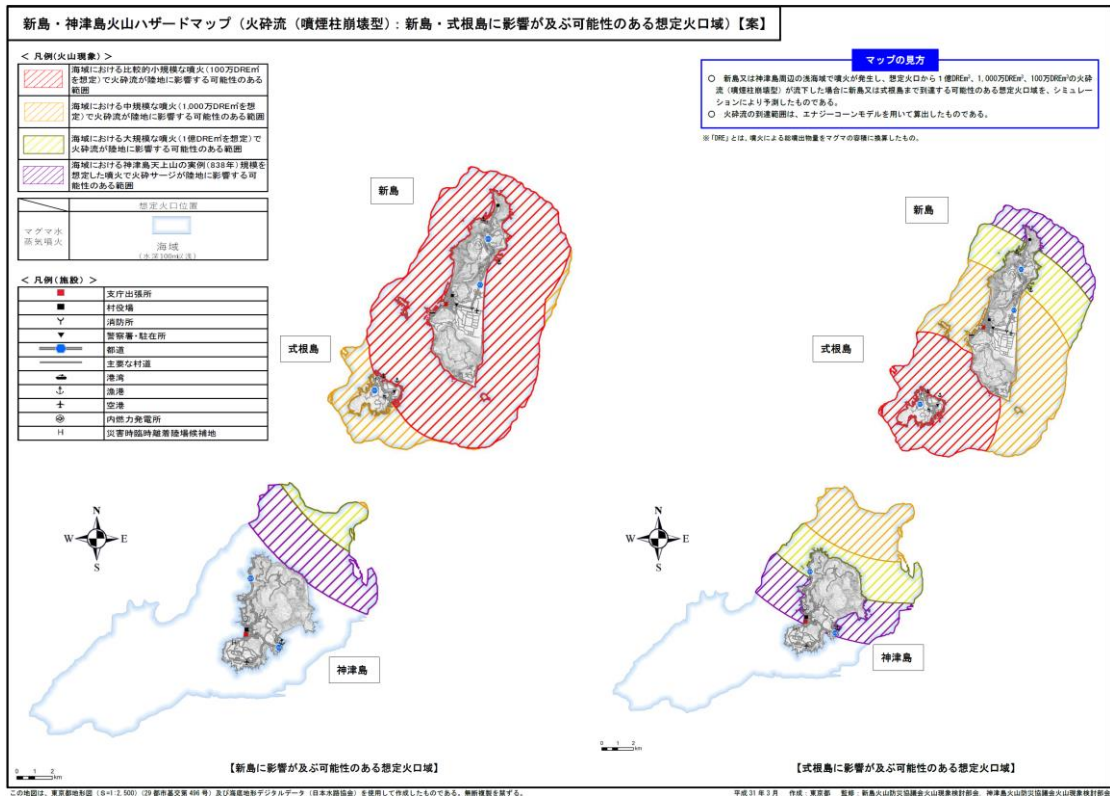


図 新島火山ハザードマップ（火砕流（噴煙柱崩壊型）：新島・式根島に火砕流の影響が及ぶ想定火口域）【案】（新島火山防災協議，2019）

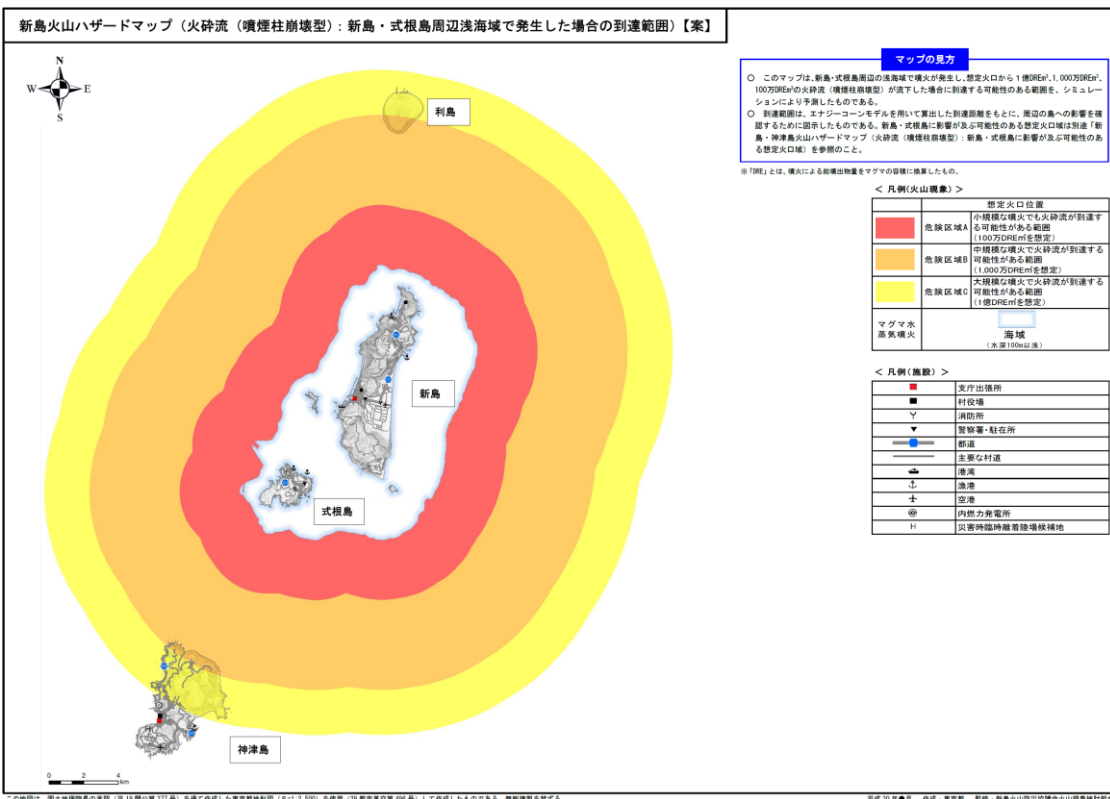


図 新島火山ハザードマップ（火砕流（噴煙柱崩壊型）：新島・式根島周辺浅海域で発生した場合の到達範囲）【案】（新島火山防災協議，2019）

5 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標である。

噴火警戒レベルが運用されている火山では、火山防災協議会で合意された避難計画等に基づき、気象庁は「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表し、市町村等の防災機関は入山規制や避難勧告等の防災対応をとる。

新島の噴火警戒レベル

— 火山災害から身を守るために —

- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「避難準備」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。

■ 新島 火口位置に則した噴火警戒レベル

新島は、今後活動する火口の位置を推定することが困難であるため、火山活動の高まりがみられた位置に応じて、噴火警戒レベルの判定を行います。

- ・ 島内で噴火の可能性が高まった場合、その位置にかかわらず、居住地域に影響が及ぶ可能性があるため、レベル4、もしくはレベル5になります。なお、火山活動がわずかに高まり島内での噴火の可能性を否定できない場合には、レベル2、もしくはレベル3となります。
- ・ 浅海域で噴火の可能性が高まった場合、まずは噴火が予想される位置から2kmの範囲に影響があると想定し、噴火が予想される位置に応じて噴火警戒レベルの判定を行います。浅海域で噴火が発生した場合は、噴火の状況に応じて噴火警戒レベルを設定しなおします。

居住地域までの必要な範囲への立入規制

レベル5（避難）：
危険な居住地域からの避難等、来島者の島外避難等が必要

レベル4（避難準備）：
警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等、来島者の島外避難等が必要

レベル3（入山規制）：
危険な地域への立入規制、避難行動要支援者の避難準備、来島者の島外避難等が必要

レベル2（火口周辺規制）：
火口周辺への立入規制等

レベル1（活火山であることに留意）：
特になし

■ 図は、地元自治体等と調整して作成したものです。各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地元自治体へお問い合わせください。

図の凡例

- 主要道路（都道等）
- 主要道路トンネル（都道等）
- ✈ 空港
- Ⓜ へリポート
- 居住地域の境界
- 避難港

噴火が予想される位置と噴火警戒レベル

※噴火初期段階では噴火が予想される位置から2kmの範囲に影響が及ぶと想定した図です

この地図は、国土院の『地理院地図』を使用して作成しています。水深データは、海上保安庁の『沿岸の海の基本図』を使用しています。

● 想定火口：島内および水深100メートル以浅の海域
水深が100m以下の浅い海域では、海上に影響を及ぼす噴火が発生する可能性があります。

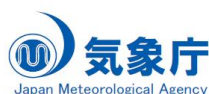
● 想定した噴火により、影響が島内に及ぶ可能性がない領域

● 想定した噴火により、影響が居住地域近くまで及ぶ可能性がある領域

● 想定した噴火により、影響が居住地域に及ぶ可能性がある領域
なお、島内で噴火の可能性が高まった場合、噴火想定にかかわらず、レベル4、もしくはレベル5にします。



本冊子は、植物油インクを使用しています。



気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センター
TEL：03-3212-8341（内線4536）
<https://www.jma.go.jp/>
■ 東京管区気象台 業務課
TEL：03-3212-8341（内線4921）
<https://www.jma-net.go.jp/tokyo/>

（令和元年7月，気象庁）

新島の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び 来島者等への対応	想定される現象等
特別 警報	噴火警報(居住地域) または 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域の住民の避難および来島者の島外避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ● 島内で噴火が切迫あるいは発生。 過去事例 838～886年の間の久田巻・淡井浦付近の噴火 ● 浅い海域で、大きな噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火が切迫あるいは発生。 過去事例 886～887年：噴火（向山火山の形成）
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難および来島者の島外避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ● 島内で地震活動がさらに活発化するなど、島内で噴火が発生する可能性が高まっている。 過去事例 歴史記録なし ● 浅い海域で、大きな噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の可能性がある。 過去事例 歴史記録なし
警報	噴火警報(火口周辺) または 火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	入山規制等、危険な地域への立入規制等。住民は通常の生活。状況に応じて、避難行動要支援者は避難準備等が必要、来島者は島外避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ● 島内で地震が増加するなど、島内で噴火が発生する可能性がやや高まっている。 過去事例 歴史記録なし ● 浅い海域で、居住地域近くまで影響を及ぼす噴火の可能性がある。 過去事例 歴史記録なし
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。住民は通常の生活。	<ul style="list-style-type: none"> ● 島内で、顕著な噴気がみられるなど、噴火が発生する可能性がわずかに認められる。 過去事例 歴史記録なし ● 島から離れた浅い海域で、島内に影響しない程度の噴火の可能性がある。 過去事例 歴史記録なし
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	住民は通常の生活。	<ul style="list-style-type: none"> ● 火山活動は静穏。

注) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

※各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地元自治体にお問い合わせください。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

新島の噴火警戒レベル判定基準（案）

令和元年7月〇日現在

レベル	当該レベルへの引上げの基準	当該レベルからの引下げの基準
5	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○島内における現象 <ul style="list-style-type: none"> ・規模の大きな火山性微動が連続的に発生する、急激な地殻変動を観測するなど、噴火が切迫 ・噴火が発生 ・溶岩ドームが成長し火砕流が発生する可能性 ○浅海（100m以浅）における現象 <ul style="list-style-type: none"> ・規模の大きな火山性微動が連続的に発生する、急激な地殻変動を観測するなど、噴火が切迫 ・噴火を繰り返すなど、噴火の規模が拡大傾向 ・居住地域に影響する噴火が発生 	<p>該当する現象が観測されなくなった場合には、火山活動を評価した上で（必要に応じて火山噴火予知連絡会の検討結果も踏まえ）、すみやかにレベルを引き下げる。</p>
4	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○島内における現象 <ul style="list-style-type: none"> ・新島周辺を震源とする震源の浅い有感地震が複数回発生するなど地震活動の規模の拡大とマグマ上昇を示す顕著な地殻変動を観測 ・浅い低周波地震が多発 ・噴気や地熱域が拡大 ○浅海（100m以浅）における現象 <ul style="list-style-type: none"> ・顕著な変色域が出現し、その付近を震源とする浅い火山性地震の増加、地殻変動を観測 (噴火が発生した際に、島内の居住地域に影響が及ぶ可能性がある場合) ・居住地域に影響しない程度の噴火が発生 	<p>噴火が発生せず、左記のいずれの現象も観測されなくなった場合には、火山活動を評価した上で（必要に応じて火山噴火予知連絡会での検討結果も踏まえ）、すみやかにレベルを引き下げる。</p>
3	<p>【居住地域近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○島内における現象 <ul style="list-style-type: none"> ・島内を震源とする浅い火山性地震の増加と地殻変動を観測 ○浅海（100m以浅）における現象 <ul style="list-style-type: none"> ・顕著な変色域が出現し、その付近を震源とする浅い火山性地震の増加、地殻変動を観測 (噴火が発生した際に、島内の居住地域以外に影響が及ぶ可能性がある場合) ・震源の浅い有感地震が複数回発生するなど地震活動の規模の拡大とマグマ上昇を示す顕著な地殻変動を観測 ・浅い低周波地震が多発 	<p>左記で示した条件を満たさなくなり、火山活動に低下が認められた場合には、レベルを引き下げる。</p>
2	<p>【火口周辺に影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○島内における現象 <ul style="list-style-type: none"> ・顕著な噴気や地熱域の出現 ○浅海（100m以浅）における現象 <ul style="list-style-type: none"> ・顕著な変色域が出現し、その付近を震源とする浅い火山性地震の増加、地殻変動を観測 (噴火が発生した際に、島内に影響が及ぶ可能性がない場合) 	<p>左記のいずれの現象もみられなくなり元の状態に戻った、あるいは噴気や地熱活動については、活発化の傾向がないことが明らかになった段階でレベル1に引き下げる。</p>

- ・新島は、特定の火口を持たない単成火山群であり、新島の島内及びその周辺で噴火は発生しうる。そこで、新島の陸域すべて、及び海面上に影響を及ぼすとされる新島周辺の水深100m以浅の海域での噴火を想定する。
- ・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。
- ・レベルの引上げ基準に達していないが、今後、レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。また、現状、レベルを引き上げる可能性は低いながら、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。
- ・火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない（レベル下げのときも同様）。
- ・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。

（令和元年7月，気象庁）

6 参考文献

文献名	備考
新島地域の地質	一色直記 (1987), 地域地質研究報告 (5万分の1地質図幅), 地質調査所, 85
式根島流紋岩質溶岩流にみられる二次火口と放出物	伊藤順一・谷口宏充 (1996), 火山, 41 巻, 171-179
伊豆, 新島および神津島における噴火災害の要因分析	伊藤順一 (1999), 地球, 21 巻, 417-423
新島向山火山西暦 886 年噴火-古文書記録との対比-	伊藤順一 (1993), 文部省科学研究費重点領域研究「自然災害の予測と社会の防災力」研究成果, 125-134
日本活火山総覧 (第4版)	気象庁 (2013)
伊豆諸島, 神津島天上山と新島向山の噴火活動	杉原重夫・福岡孝昭・大川原竜一 (2001), 地学雑誌, 110 巻, 94-105
Identification and correlation of visible tephras in the Lake Suigetsu SG06 sedimentary archive, Japan: chronostratigraphic markers for synchronising of east Asian/west Pacific palaeoclimatic records across the last 150 ka	Victoria C. Smith, Richard A. Staff, Simon P.E. Blockley, Christopher Bronk Ramsey, Takeshi Nakagawa, Darren F. Mark, Keiji Takemura, Toru Danhara Suigetsu 2006 Project Members (2013), Quat. Sci. Rev., vol. 67, 121-137
伊豆諸島における9世紀の活発な噴火活動について-テフラと歴史史料による層序の改訂-	津久井雅志・斎藤公一滝・林幸一郎 (2006), 火山, 51 巻, 327-338
The 1965 Eruption of Taal Volcano	Moore, J.G., K. Nakamura, A. Alcaraz, The 1965 Eruption of Taal Volcano (1966), Science, vol151, 955-960
伊豆新島向山火山のベースサージ堆積物	横山勝三・徳永徹 (1978), 火山, 23 巻, 249-262
三宅島, 神津島, 新島周辺 の過去の地震活動	浜田信生 (2001), 地学雑誌, 110 巻, 132-144
新島火山の噴火史	吉田 浩 (1992), 日本火山学会講演予稿集, 2 巻, 63

第2部 平常時からの備え

第1章 火山観測・監視

1 国等の火山観測・監視体制

(1) 国の体制

気象庁、国土地理院等の機関は、新島の観測を行っている。

また、気象庁は、新島を常時観測対象の火山として位置付け、火山災害の防止、軽減に寄与する目的で震動観測、地殻変動観測、遠望観測等を行うほか、随時現地調査を行い、火山活動の推移を24時間体制で監視している。

(2) 都の体制

都は、火山噴火の予知研究と火山噴火に繋がる異常現象を捉えることを目的に、地震計等の観測機器を設置し、観測体制の整備を図っている。

(3) 村の体制

村は、火山観測実施機関に対して観測体制・研究体制の整備の充実が図られるよう協力するものとしており、各機関からの火山活動に関する情報収集を常時行っている。

また、必要に応じて防災関係機関が行う火山観測に協力し、火山活動に対する十分な監視体制の確立に努めている。

2 住民等が異常を発見した際の通報

(1) 通報

住民及び来島者は、火山の異常現象を発見した場合、直ちに、村役場、支所、警察署（駐在所）又は消防団に通報する。

村、警察署（駐在所）、消防団は、通報を受けた場合、次の伝達系統により伝達する。

なお、東京管区気象台及び火山監視・警報センターは、火山の異常現象の評価結果を村に伝達する。

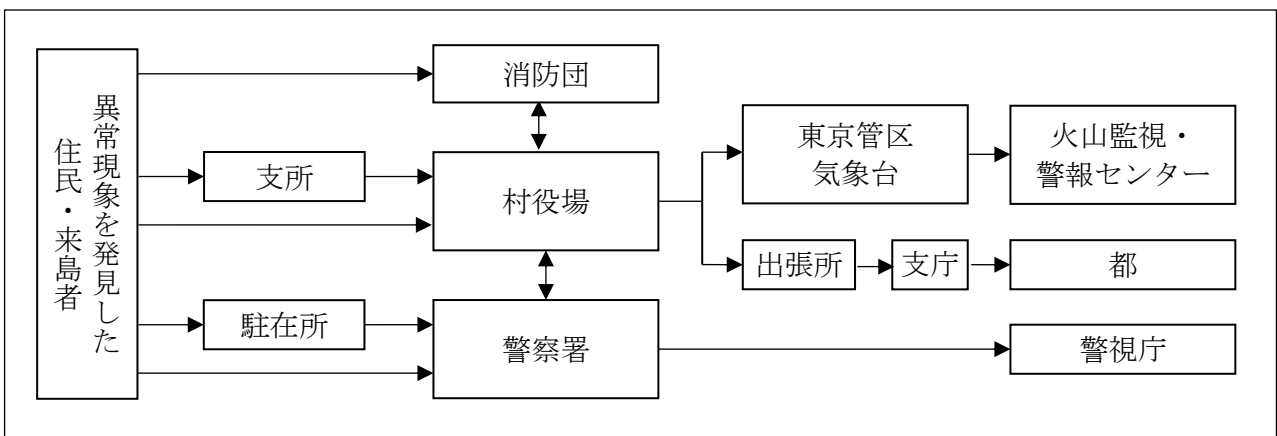


図 異常現象の伝達系統

(2) 現地調査

村、支庁（出張所）、警察署（駐在所）、東京管区気象台及び火山監視・警報センターは、通報を受け必要があると認めた場合、協力して異常現象の把握のための現地調査を行う。

3 火山活動の状況等の共有

東京管区気象台は、都、村、支庁（出張所）、警察署（駐在所）、消防団に、毎月（随時）、火山活動解説資料を配布、説明し、火山活動の状況や評価の共有を図る。

第2章 防災関連施設等

1 避難施設

(1) 一時集合場所

村は、火山災害を対象とした一時集合場所として、次ページ以降に示すグラウンド等の屋外施設を指定することを検討している。

(2) 避難所

村は、避難所として、学校や公民館等の公共施設を新島で11か所、式根島で6か所指定している。また、福祉避難所の指定はないが、新島はまゆう会特別養護老人ホームと協定を結んでいる。なお、村地域防災計画の改定により、福祉避難所の指定を検討している。

2 防災行政無線施設

村の防災行政無線として遠隔制御装置が役場、若郷支所、式根島支所に設置されており、拡声子局が本村地区に15か所、若郷地区に5か所、式根島地区に11か所配置されている。

また、このほかに全世帯及び商店等に戸別受信機が設置されている（新島村，平成30年1月現在）。

3 港・空港等

(1) 港

都は、島外避難や物資輸送等に使用可能な港として、新島に新島港、羽伏漁港、式根島に式根島港、野伏漁港を整備している。なお、新島港、野伏漁港は大型船舶の接岸が可能である。また、小型船舶による避難等に使用可能な港として、新島に若郷漁港、式根島に式根島港、小浜漁港を整備している。

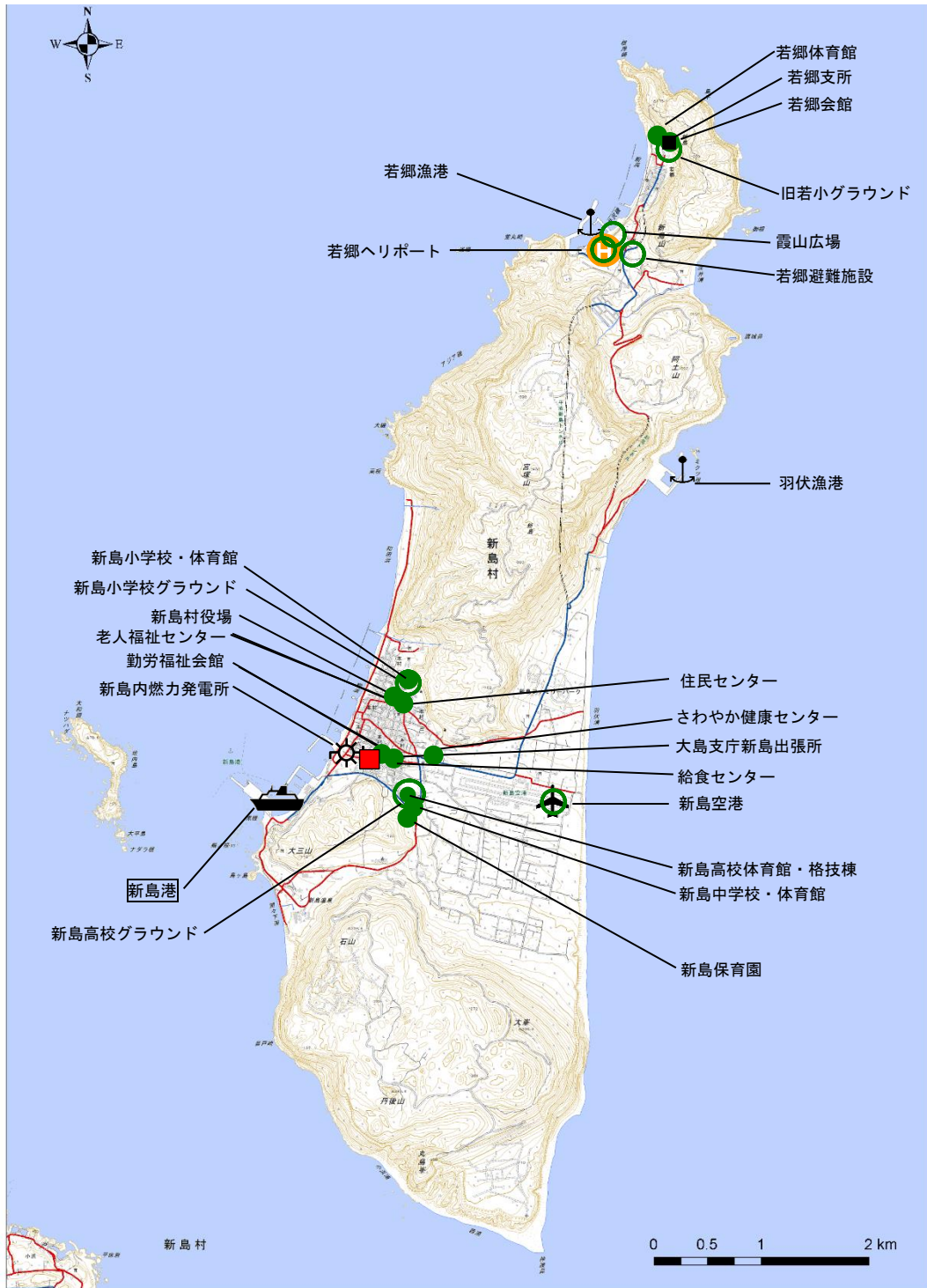
(2) 空港・ヘリポート

都は、島外避難や物資輸送等に使用可能な空港・ヘリポートとして、新島空港を整備している。

村は、災害時臨時離着陸場候補地として、新島では若郷臨時ヘリポート、式根島では式根島臨時ヘリポートを選定している。

4 備蓄

村は、災害時のための備蓄物資として、食料（アルファ化米、クラッカー等）、飲料水、毛布、敷物（エアマット）を備蓄している（新島村地域防災計画，平成27年度）。



※新島港は大型船舶が接岸可能である。

図 防災関連施設等の位置 (新島)

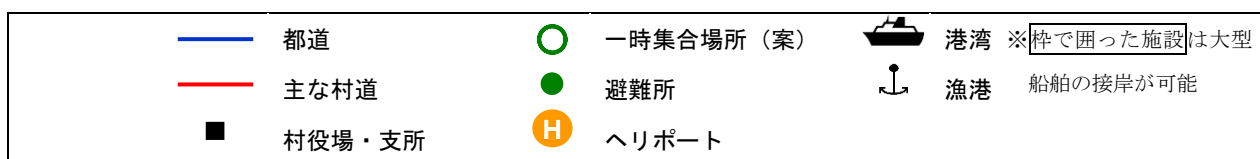
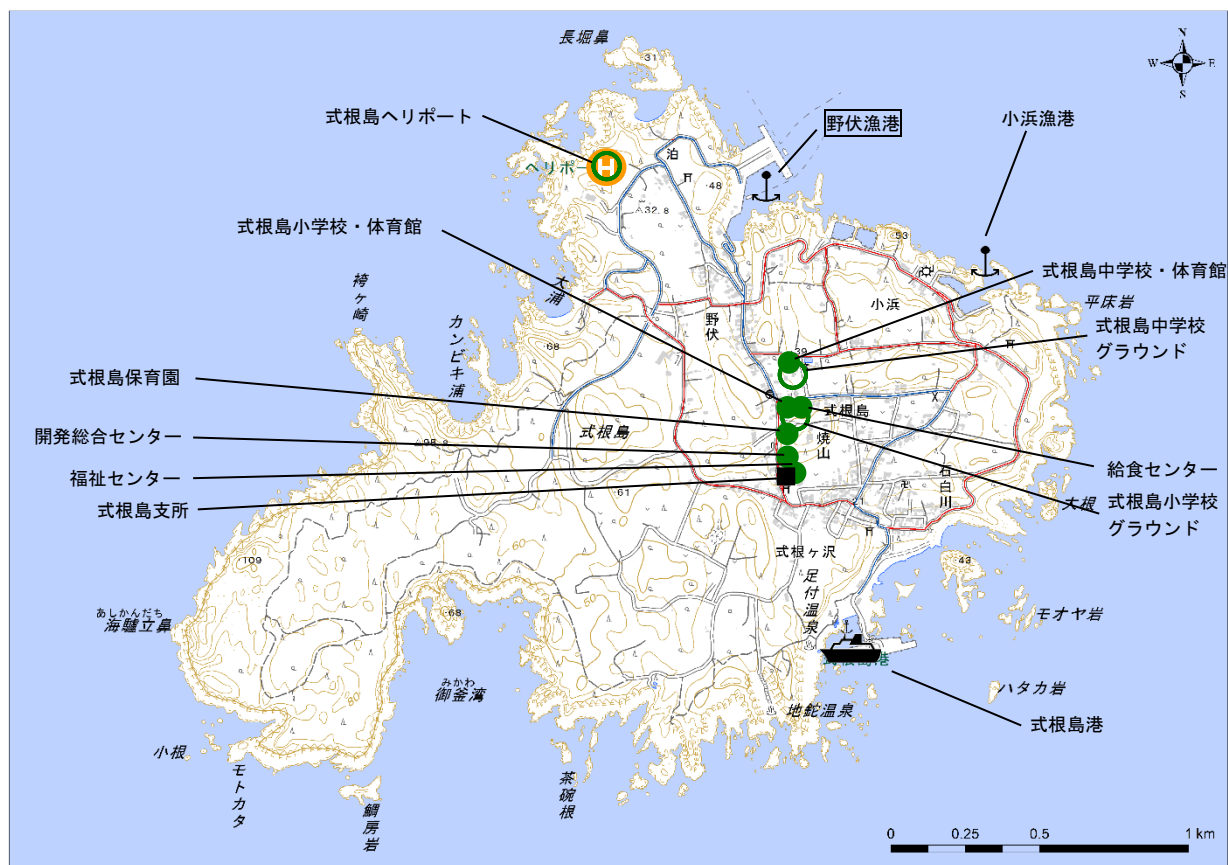


図 防災関連施設等の位置(式根島)

第3章 防災関係機関等との連携

1 コアグループ

コアグループは、地震、噴火に備え、日頃から情報を交換し、相互の密接な連携を図るため、村、出張所、警察署（駐在所）、新島消防団、式根島消防団、東京管区気象台が共同で設置している。

表 コアグループの概要

構成員	村 出張所 警察署（駐在所） 新島消防団 式根島消防団 東京管区気象台
-----	----------------------------------------------------

2 新島火山防災協議会

新島火山防災協議会は、活動火山対策特別措置法に基づき、新島において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制を整備するため、都及び村が共同で設置している。

協議会には、協議会の所掌事務について連絡調整、事前協議等を行うため、幹事会を設置している。また、幹事会には、協議会の所掌事務の詳細検討のため、その検討内容に深く関与する機関実務者等による検討部会を設置することができる。

表 新島火山防災協議会の概要

構成員	会長	都知事		
	副会長	新島村長		
	委員	都	副知事、教育長、危機管理監、警視總監、消防總監、関係局長	
		新島村	新島村新島消防団長	
		利島村	利島村長、利島村消防団長	
		神津島村	神津島村長、神津島村消防団長	
		国	気象庁、東京管区気象台、関東地方整備局、関東地方測量部、第三管区海上保安本部、関東地方環境事務所、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊	
		火山専門家		
その他	新島観光協会、神津島観光協会、東海汽船、東京バス協会			
所掌事務	次のことについて協議等を行う。 ○ 警戒避難体制の整備に関すること。 ○ 避難施設の整備等に関すること。 ○ 防災訓練の実施に関すること。 ○ 避難勧告・指示、警戒区域の設定等に関する検討及び新島村への助言に関すること。 ○ 東京都防災会議からの意見聴取に関すること。 ○ 新島村防災会議からの意見聴取に関すること。 ○ その他必要と認められること。			

第4章 火山防災知識等の普及啓発

1 住民への普及啓発

村は、住民に対して、防災の手引や防災マップ等の配布、ホームページへの掲載を通じ、又、地域でのイベント等の機会を活用し、火山防災に関する知識・情報及び本計画の普及啓発を図る。東京管区気象台等の関係機関はこれに協力する。

2 来島者への普及啓発

村は、来島者に対して、関係機関を通じた船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設等への防災マップ等の掲示のほか、新島村博物館の活動を通じ、火山防災に関する知識・情報の普及啓発を図る。また、外国人観光客の増加に留意し、外国人に対する普及啓発を図る。東京管区気象台等の関係機関はこれに協力する。

3 児童・生徒への普及啓発

村は、児童・生徒に対して、学校教育等を通じ、火山防災に関する知識の普及啓発を図る。東京管区気象台等の関係機関はこれに協力する。

第5章 避難促進施設における対応

村防災会議は、活動火山対策特別措置法第6条に基づき、不特定多数の者が利用する施設や要配慮者が利用する施設のうち、施設の位置や規模、施設所有者又は管理者の常駐の有無、その他地域の実情を考慮した上で、必要と考える施設を避難促進施設として村地域防災計画に定める。

村地域防災計画に定められた避難促進施設の所有者又は管理者は、同法第8条に基づき、避難確保計画を作成・公表するとともに、これに基づき訓練を実施し、これらについて村長に報告しなければならない。

第6章 避難訓練

村は、支庁（出張所）、警察署（駐在所）、消防団、東京管区気象台等と連携し、噴火を想定した避難訓練の実施に努める。

第3部 避難計画

第1章 基本方針等

1 基本方針

(1) 火山活動の状況に応じた避難

避難は、気象庁が発表する「噴火警戒レベル」に基づき、「噴火ケース（島内における噴火・浅海（100m以浅）における噴火）」に応じて行う。ただし、次のことに留意する。

- 火山活動は、噴火の規模や場所、噴火に伴い発生する現象が多様であり、さらに、これらが変化することがあるため、火山活動の推移に伴う避難行動への影響を考慮する必要がある。
- 新たに開く火口の位置によっては、ごく短時間で居住地域に影響が及ぶことから避難のためのリードタイムが短いため、迅速な避難が必要である。
- 火山活動の状況によっては、事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま突発的に噴火が発生する可能性があることや、必ずしも噴火警戒レベルが段階を追って引き上げられるとは限らないことに注意が必要である。
- 突発的に噴火が発生した場合は、噴石等から身を守るため、堅牢な建物等の少しでも安全な場所への避難が必要である。

(2) 避難対象者に応じた避難

避難は、住民を「一般住民」と「避難行動要支援者（社会福祉施設入所者及び入院患者を含む。）」に区分し、「来島者」を加えた3つの区分に応じて行う。なお、区分ごとの配慮や避難支援、避難時期の方針は、次のとおりとする。

- 一般住民のうち要配慮者については、避難対応や避難生活等において十分配慮する。
- 避難行動要支援者については、村、支庁（出張所）、警察署（駐在所）、消防団等の避難支援等関係者が連携して避難支援を行うとともに、避難に時間を要することから一般住民よりも早い段階で避難準備又は避難を行う。
- 来島者については、一般住民よりも早い段階で避難を呼びかける。

《参考》

- ・要配慮者
高齢者や障害者等、避難行動や避難生活等において特に配慮を必要とする者
- ・避難行動要支援者
要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者
※本計画においては、社会福祉施設入所者及び入院患者を含む。

(3) 島内避難と島外避難

避難対象者の区分ごとの「島内避難」と「島外避難」の方針は、次のとおりとする。

- 一般住民については、避難対象地域が一部の居住地域である場合は「島内避難」、避難対象地域が全ての居住地域に及ぶ場合又は島内避難生活が困難な場合等は「島外避難」とする。
- 避難行動要支援者については、火山活動の状況等から必要な場合は「島外避難」とする。
- 来島者については、原則「島外避難」とする。

2 噴火警戒レベルと避難対応の目安

(1) 噴火警戒レベル1

規制なし

(2) 噴火警戒レベル2

ア 島内における噴火

必要に応じて噴気・地熱地帯等周辺の立入規制を行う。

イ 浅海（100m以浅）における噴火

噴火の影響が及ぶ範囲、及ぶおそれのある範囲の立入規制を行う。

(3) 噴火警戒レベル3

ア 島内における噴火

必要に応じて噴気・地熱地帯等周辺の立入規制を行う。

避難行動要支援者の避難準備、来島者への避難の呼びかけを行う。

イ 浅海（100m以浅）における噴火

噴火の影響が及ぶ範囲、及ぶおそれのある範囲の立入規制を行う。

避難行動要支援者の避難準備、来島者への避難の呼びかけを行う。

(4) 噴火警戒レベル4

ア 島内における噴火

居住地域までの必要な範囲の立入規制を行う。

一般住民の避難準備、避難行動要支援者・来島者への避難の呼びかけを行う。

イ 浅海（100m以浅）における噴火

噴火の影響が及ぶ範囲、及ぶおそれのある範囲の立入規制を行う。

一般住民の避難準備、避難行動要支援者・来島者への避難の呼びかけを行う。

(5) 噴火警戒レベル5

ア 島内における噴火

居住地域までの必要な範囲の立入規制を行う。

一般住民・避難行動要支援者・来島者への避難の呼びかけを行う。

イ 浅海（100m以浅）における噴火

噴火の影響が及ぶ範囲、及ぶおそれのある範囲の立入規制を行う。

一般住民・避難行動要支援者・来島者への避難の呼びかけを行う。

3 新島火山活動の近隣島しょ部への影響

新島火山において大規模なマグマ水蒸気噴火が発生した場合、神津島あるいは利島まで影響を及ぼす可能性があることに留意する。

4 近隣島しょ部の火山活動による新島・式根島への影響

神津島火山において大規模なマグマ水蒸気噴火が発生した場合、新島・式根島まで影響が及ぶ可能性があることに留意し、状況に応じて情報収集や避難の判断を行う。

噴火警戒レベルと避難対応の目安

	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
噴火警戒レベル	活火山であることに留意	火口周辺に影響を及ぼす噴火の可能性、もしくは噴火の発生	居住地域近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性、もしくは噴火の発生	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫
想定される噴火ケースと火山現象	≪島内における噴火【災害要因：噴石、火山灰、火砕流、火砕サージ】≫ ・火山性地震は少ない ・弱い噴気や地熱がみられる程度 ・顕著な噴気や地熱域がみられる ・島内の浅い火山性地震の増加と傾斜変動を観測 ・震源の浅い有感地震が複数回発生するなど地震活動の規模の拡大とマグマ上昇を示す顕著な地殻変動を観測 ・浅い低周波地震が多発 ・噴気や地熱域が拡大 ・規模の大きな火山性微動が連続的に発生する、急激な地殻変動を観測するなど、噴火が切迫 ・噴火が発生 ・溶岩ドームが成長し火砕流が発生する可能性				
	≪浅海（100m 以浅）における噴火【災害要因：噴石、火山灰、火砕サージ】≫ ・火山性地震は少ない ・顕著な変色域が出現し、その付近の浅い火山性地震の増加、地殻変動を観測（噴火が発生した場合、島内に影響が及ぶ可能性がない場合） ・顕著な変色域が出現し、その付近の浅い火山性地震の増加、地殻変動を観測（噴火が発生した場合、島内（居住地域を含まない）に影響が及ぶ可能性がある場合） ・震源の浅い有感地震が複数回発生するなど地震活動の規模の拡大とマグマ上昇を示す地殻変動を観測 ・浅い低周波地震が多発 ・顕著な変色域が出現し、その付近の浅い火山性地震の増加、地殻変動を観測（噴火が発生した場合、島内（居住地域を含む）に影響が及ぶ可能性がある場合） ・居住地域に影響しない程度の噴火が発生 ・規模の大きな火山性微動が連続的に発生する、急激な地殻変動を観測するなど、居住地域に影響する噴火が切迫 ・噴火を繰り返すなど、噴火の規模が拡大傾向 ・居住地域に影響する噴火が発生				
避難対応	≪島内における噴火≫ 必要に応じて噴気・地熱地帯等周辺を立入規制 居住地域までの必要な範囲を立入規制 一般住民の避難準備 一般住民の避難 避難行動要支援者の避難準備 避難行動要支援者の避難 来島者の避難				
	≪浅海（100m 以浅）における噴火≫ 噴火の影響が及ぶ範囲・及ぶおそれのある範囲を立入規制 一般住民の避難準備 一般住民の避難 避難行動要支援者の避難準備 避難行動要支援者の避難 来島者の避難				

参考図 居住地域等に火山現象の影響が及ぶ可能性のある浅海域の火口域

「噴火警戒レベルと避難対応の目安表」では、浅海域で火山現象が見られたときの噴火警戒レベルの判定を、火山現象の影響が及ぶ範囲によって行うこととしている。そこで、火口域ごとの島内への影響の有無を示した参考図を示す。なお、ここに示す分類はあくまでも参考であり、実際の噴火警戒レベルの判定は、気象庁が火山活動の状況を総合的に考慮して行うことに留意する（本-21 噴火警戒レベル判定基準参照）。

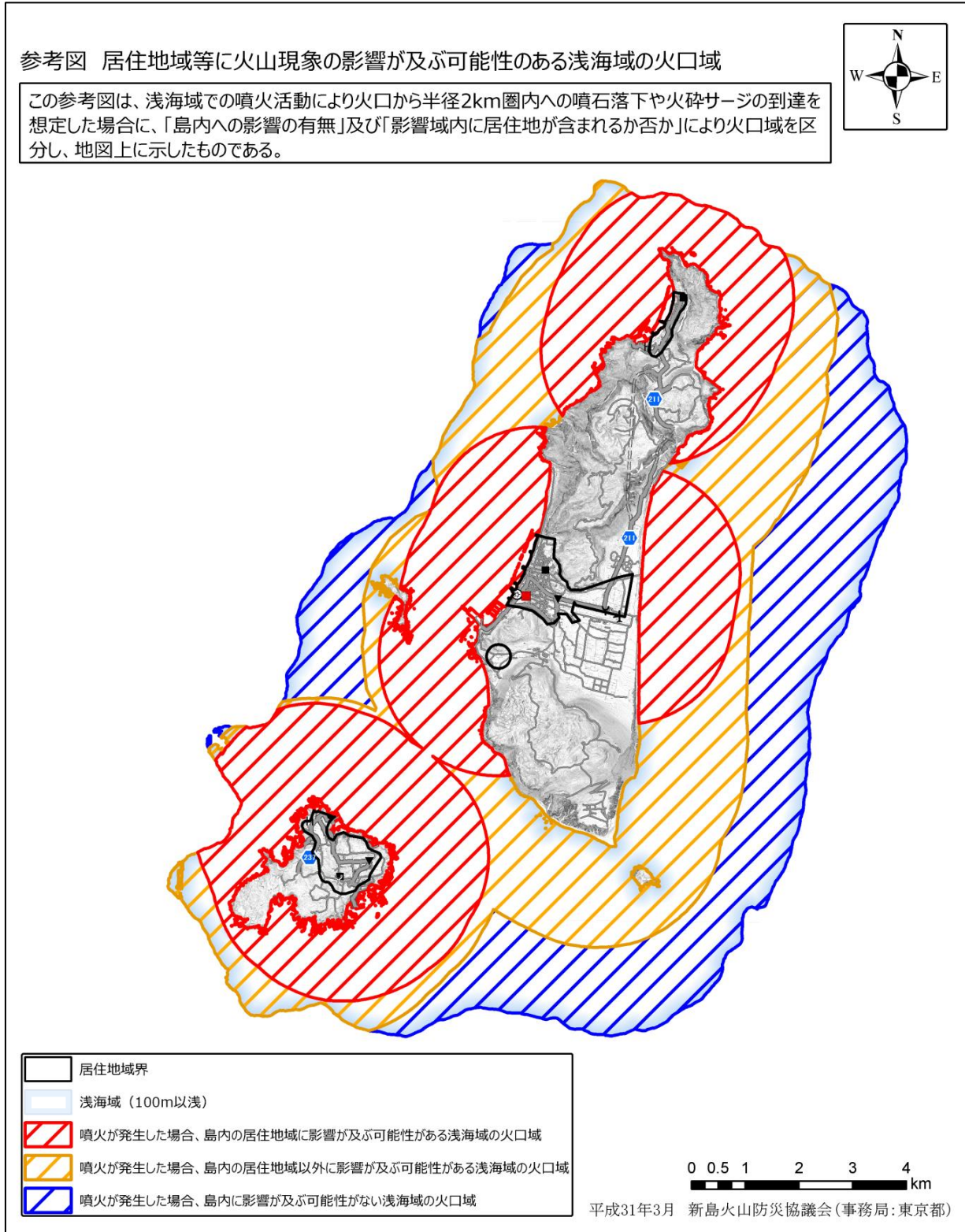


図 参考図 居住地域等に火山現象の影響が及ぶ可能性のある浅海域の火口域

第2章 火山活動が活発化した場合の対応

1 防災関係機関の活動態勢

村、支庁（出張所）、警察署（駐在所）、消防団、都は、噴火警戒レベルに対応して次の活動態勢をとる。

表 噴火警戒レベルに対応した活動態勢

噴火警戒レベル	村	支庁 (出張所)	警察署 (駐在所)	消防団	都
レベル5	災害対策本部態勢	地方隊 ～ 応急対策室C	現場警備本部	災害対策本部態勢	災害対策本部 ～ 応急対策本部
レベル4		応急対策室C			応急対策本部 ～ 災害即応対策本部 ～ 情報連絡態勢
レベル3		応急対策室B～C			情報連絡態勢 ～ 情報監視態勢
レベル2	第二次警戒態勢	応急対策室A	連絡室設置	第二次警戒態勢	情報連絡態勢 ～ 情報監視態勢
レベル1		通常態勢	通常態勢		情報監視態勢

2 共同検討体制

(1) 平常時

村、出張所、警察署（駐在所）、新島消防団、式根島消防団、東京管区気象台は、火山活動が活発化した場合の対応について、コアグループにおける協議を通じ、連携のとれた対応が図られるよう努める。

新島火山防災協議会の構成機関は、火山活動が活発化した場合の対応について、協議会における協議を通じ、連携のとれた対応が図られるよう努める。

(2) 火山活動が活発化した場合

ア 共同検討体制

(ア) コアグループ

村は、コアグループにおいて、避難対応に係る協議等を行う。

また、コアグループにおける協議の内容等について、防災関係機関合同対策会議や新島火山防災協議会等を活用し、防災関係機関等と調整や情報共有等を行う。

(イ) 合同会議

村は、避難対応に係る協議等を行う体制としてコアグループよりも大きな体制が必要と判断した場合、支庁（都が島内に現地災害対策本部等を設置している場合は都）と協議の上、合同会議を開催する。

合同会議の構成機関や運営体制等は、火山活動の状況や検討すべき避難対応の内容等を踏まえ、支庁（都が島内に現地災害対策本部等を設置している場合は都）と協議の上、決定する。

(ウ) 火山専門家による助言

専門的知見に基づく火山活動の評価や推移の予測等の助言を求める場合は、新島火山防災協議会委員である火山専門家に助言を求める。

表 火山活動が活発化した場合の共同検討体制

共同検討体制	構成員・構成機関	主な協議事項
コアグループ	村 出張所 警察署（駐在所） 新島消防団 式根島消防団 東京管区气象台	・火山活動に関する情報の収集・分析に関する事項 ・火山活動の見通しに関する事項 ・立入規制が必要となる範囲の設定、拡大、縮小、解除に関する事項 ・規制方法、規制範囲の周知等の立入規制に関する事項
合同会議	村、支庁・都、警察署（駐在所）、東京管区气象台・气象台、火山専門家、消防団、自衛隊、海上保安本部、東海汽船、航空会社、ライフライン事業者等 ※村と支庁・都が協議の上、決定する。	・避難行動が必要となる時期 ・避難対象地域の設定、拡大、縮小、解除に関する事項 ・避難手段の手配、避難経路の確保、避難所の開設等の避難に関する事項

イ 国の現地対策本部等との連携

都及び村は、国が緊急（非常）災害現地対策本部、火山災害現地警戒本部、火山災害現地連絡調整室を設置する場合、連携を密にし、協力して避難対応等を行う。

3 自衛隊への災害派遣要請

(1) 派遣要請

都知事は、火山災害に際して、自衛隊法第83条第1項に基づき、人命もしくは財産の保護のため必要があると認めた場合、又は村から災害派遣要請の要求があった場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

村長は、災害対策基本法第68条の2に基づき、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合は、都知事（総務局）に対し自衛隊の災害派遣の要請を求める。また、村に災害が発生し、都知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊に通報する。この場合、速やかに都知事に通知する。

(2) 災害派遣部隊の受入れ

村は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動できるよう、自衛隊の活動拠点として役場庁舎、その近隣の場所、船艇等接岸可能地や校庭等を確保する。

部隊の進出等に係るヘリポートは、新島では新島空港、若郷臨時ヘリポート、防衛装備庁航空装備研究所新島支所のヘリポート、式根島では式根島臨時ヘリポートを使用する。

(3) 災害派遣部隊の活動内容

災害派遣部隊の活動内容は、次のとおりとする。

表 災害派遣部隊の活動内容

区分	活動内容
被害状況の把握	○ 車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	○ 避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の搜索救助	○ 行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索活動を行う。
水防活動	○ 堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	○ 火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）。
道路又は水路の障害物除去	○ 道路もしくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの障害物除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	○ 被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）。
人員及び物資の緊急輸送	○ 緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	○ 被災者に対し、炊飯、給水、入浴、宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	○ 「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。
危険物の保安及び除去	○ 能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の措置等	○ その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 ○ 災害対策基本法第63条3項、第64条第8項から第10項まで及び第65条第3項に基づき、区市町村長、警察官又は海上保安官がその場にいらない場合に限り、自衛隊は区市町村長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

4 噴火警報・予報の伝達

噴火警報・予報は、次の伝達系統により各関係機関に伝達される。

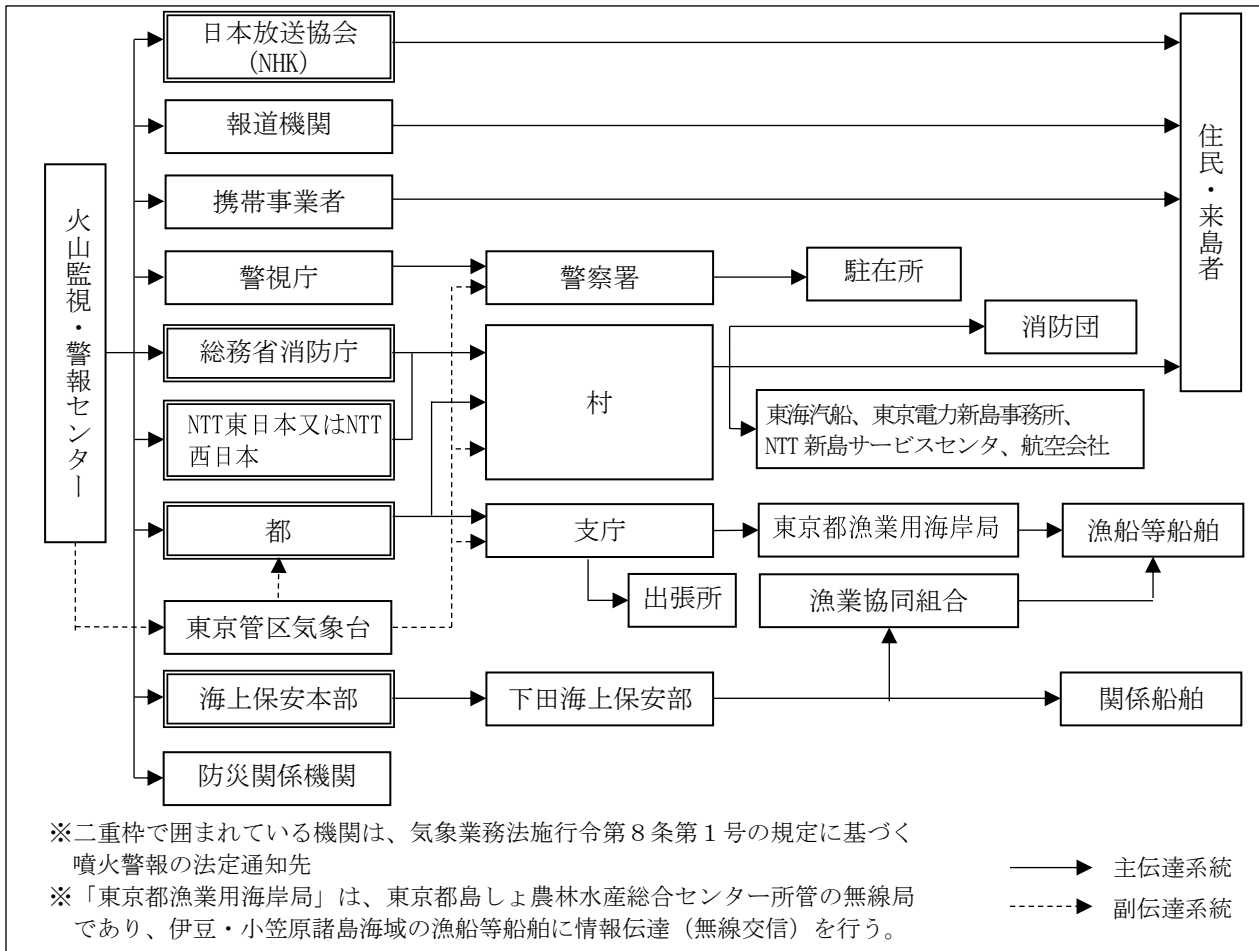


図 噴火警報・予報の伝達系統

5 情報連絡体制

火山災害が発生した場合は、円滑な応急対策を実施するため、次の情報連絡体制により迅速かつ的確な情報の連絡にあたる。

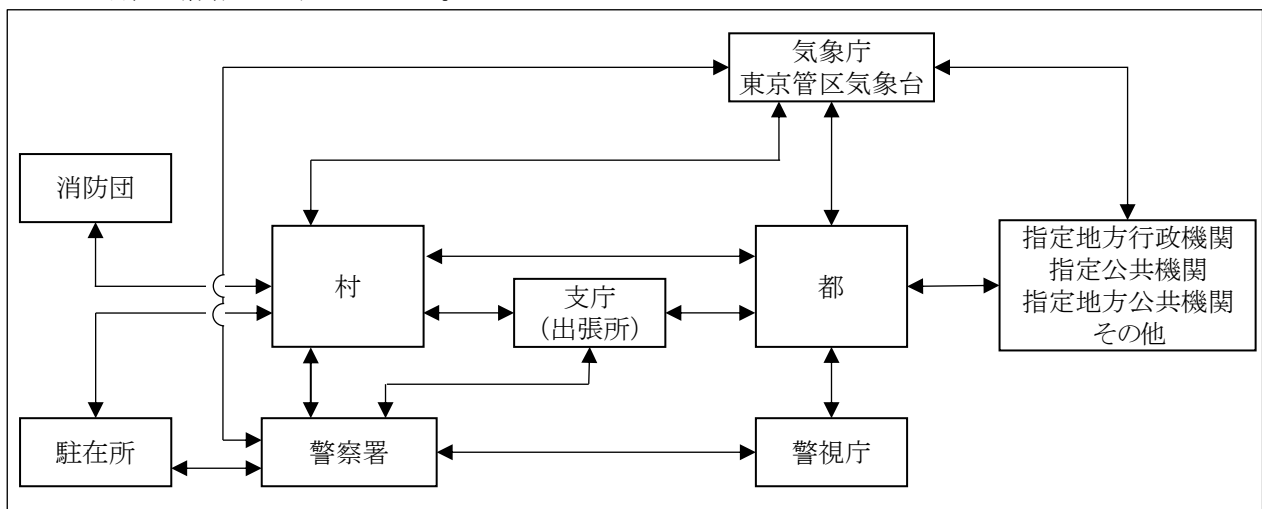


図 情報連絡体制

第3章 立入規制

1 立入規制の実施

(1) 立入規制の実施

村長は、気象庁発表の噴火警報・予報もしくは火山の状況に関する解説情報等を入手し、又は東京管区気象台もしくは火山専門家からの助言により、火口周辺等への立入規制を行う必要があると認める場合、支庁長（出張所長）、警察署長と協議の上、立入規制を行う。

立入規制と噴火警戒レベルの対応は、次のとおりとする。

表 立入規制と噴火警戒レベル

噴火ケース	噴火警戒レベル	立入規制の範囲
島内における噴火	レベル5	居住地までの必要な範囲
	レベル4	
	レベル3	必要に応じて噴気・地熱地帯等の異常発生域周辺
	レベル2	
	レベル1	規制なし
浅海における噴火	レベル5	噴火の影響が及ぶ範囲・及ぶおそれのある範囲
	レベル4	
	レベル3	
	レベル2	
	レベル1	規制なし

※立入規制図は、マニュアル編を参照のこと

※立入規制の範囲は、新島の噴火警戒レベルにおける警戒が必要な範囲（大きな噴石、火砕流、溶岩流の影響範囲）を基に設定する。規制範囲外であっても、風に乗って運ばれる火山灰や小さな噴石のほか、火山ガス、降灰後土石流等に注意が必要である。

(2) 都への報告等

村長は、立入規制を実施した場合、直ちに、支庁長（出張所長）を経由し都（総務局）に報告するとともに、警察署長、消防団長、東京管区気象台へ通知する。

(3) 立入規制の方法

立入規制の方法は、次のとおりとする。災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を設定し立入規制を行うことができるのは村長となっている。このため、法律上は、村が立入規制を行うことになるが、実務上は、各道路の管理者は、村の要請を受けて道路封鎖等の作業を協力して行う。

- 村は、村道や遊歩道等の規制箇所に規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖する。
- 支庁（出張所）は、都道、林道、遊歩道の規制箇所に規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖する。
- 村、支庁（出張所）、警察署（駐在所）、消防団は、火山活動の状況を確認した上で、規制箇所を巡回する。

(4) 施設からの退避

村、警察署（駐在所）及び消防団は、状況に応じて施設利用者等の退避の誘導を行う。

表 噴火警戒レベルと施設の対応（新島）

噴火警戒 レベル	対応	施設名	
		新島	式根島
レベル2以上	立入規制範囲内 の場合は退避	<ul style="list-style-type: none"> <管理人あり> ・若郷漁港 ・新島村阿土山安定型処分場 ・新島ごみ焼却場 ・新島村博物館 ・羽伏浦キャンプ場 ・スポーツ広場 ・新島空港ターミナル ・くさやの里 ・新島港船客待合所 ・渋谷区青少年センター ・防衛装備庁航空装備研究所 新島支所 ・ふれあい農園 ・新島ガラスアートセンター ・新島ガラスミュージアム ・温泉ロッジ ・間々下温泉 <管理人なし> ・若郷渡浮根展望台 ・淡井浦海岸 ・羽伏漁港 ・羽伏浦展望台 ・和田浜海岸 ・富士見峠展望台 ・新島村火葬場 ・羽伏浦公園 ・羽伏浦海岸 ・交通公園 ・前浜海岸 ・夕日の丘 ・青峰山展望台 ・新島港 ・光と風と波の塔 ・誓いの塔 ・親水公園 ・いきいき広場 ・新島村 21 クリエイトセン ター ・間々下海岸 ・大峰展望台 ・石山展望台 	<ul style="list-style-type: none"> <管理人あり> ・養殖場 ・大浦キャンプ場 ・式根島神引安定型処分場 ・憩の家 ・野伏漁港船客待合所 <管理人なし> ・泊海水浴場 ・吹之江遺跡 ・野伏漁港 ・小浜漁港 ・夕日ヶ丘 ・大浦海水浴場 ・中の浦海水浴場 ・小の口公園 ・孫市 ・神引展望台 ・式根島火葬場 ・ぐんじ山展望台 ・石白川海水浴場 ・御釜湾第二展望台 ・釜の下キャンプ場 ・釜の下海岸 ・御釜湾第一展望台 ・唐人津城 ・御釜湾第三展望台 ・松が下雅湯 ・浜ん津城 ・足付温泉 ・足地山展望台 ・式根島港 ・隅の井 ・地鉤温泉 ・大崎

※ 一日のうち一部の時間でも管理する者が所在する場合は管理人ありとする。

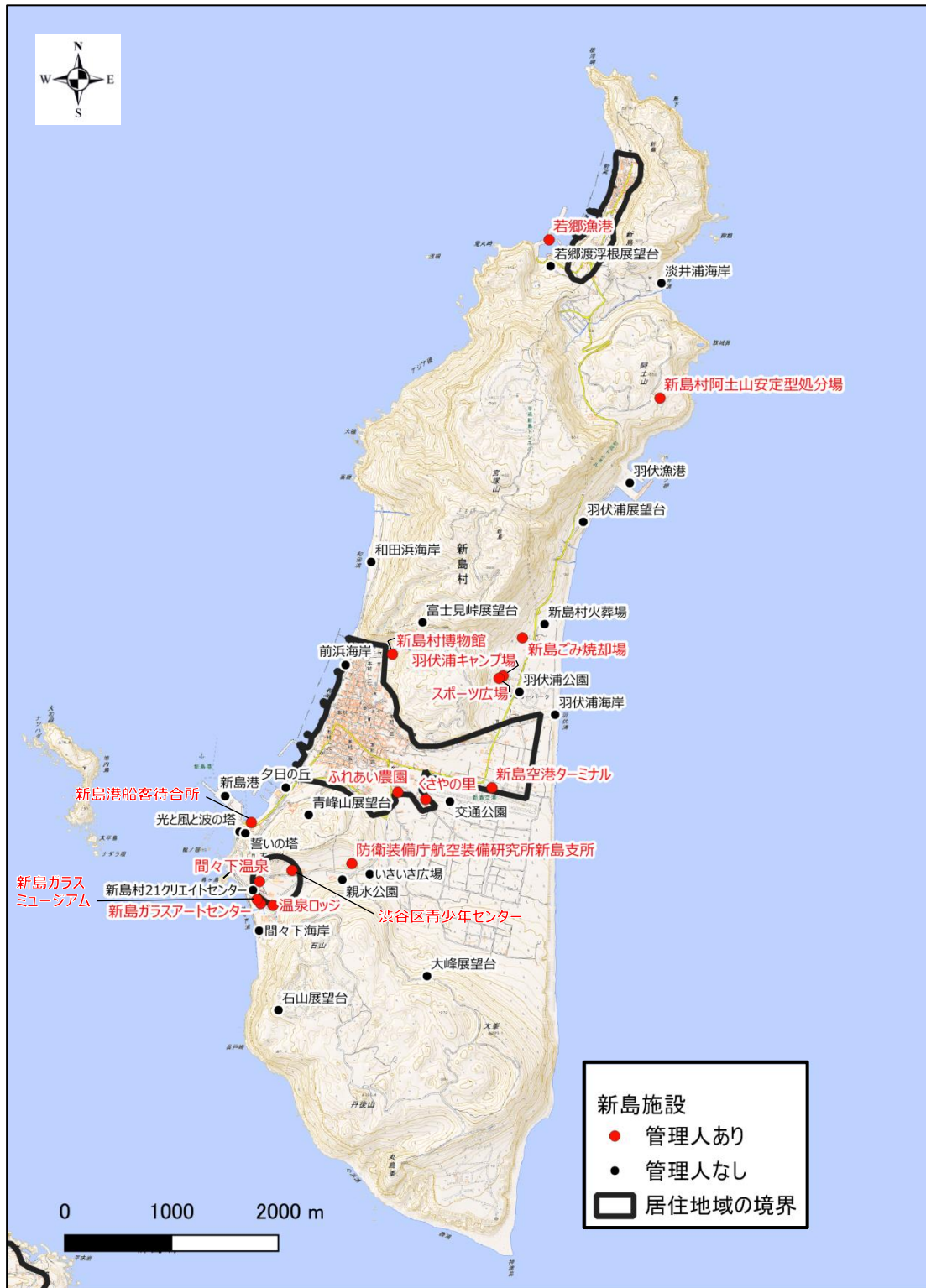


図 必要に応じて退避の誘導を行う施設位置図（新島）

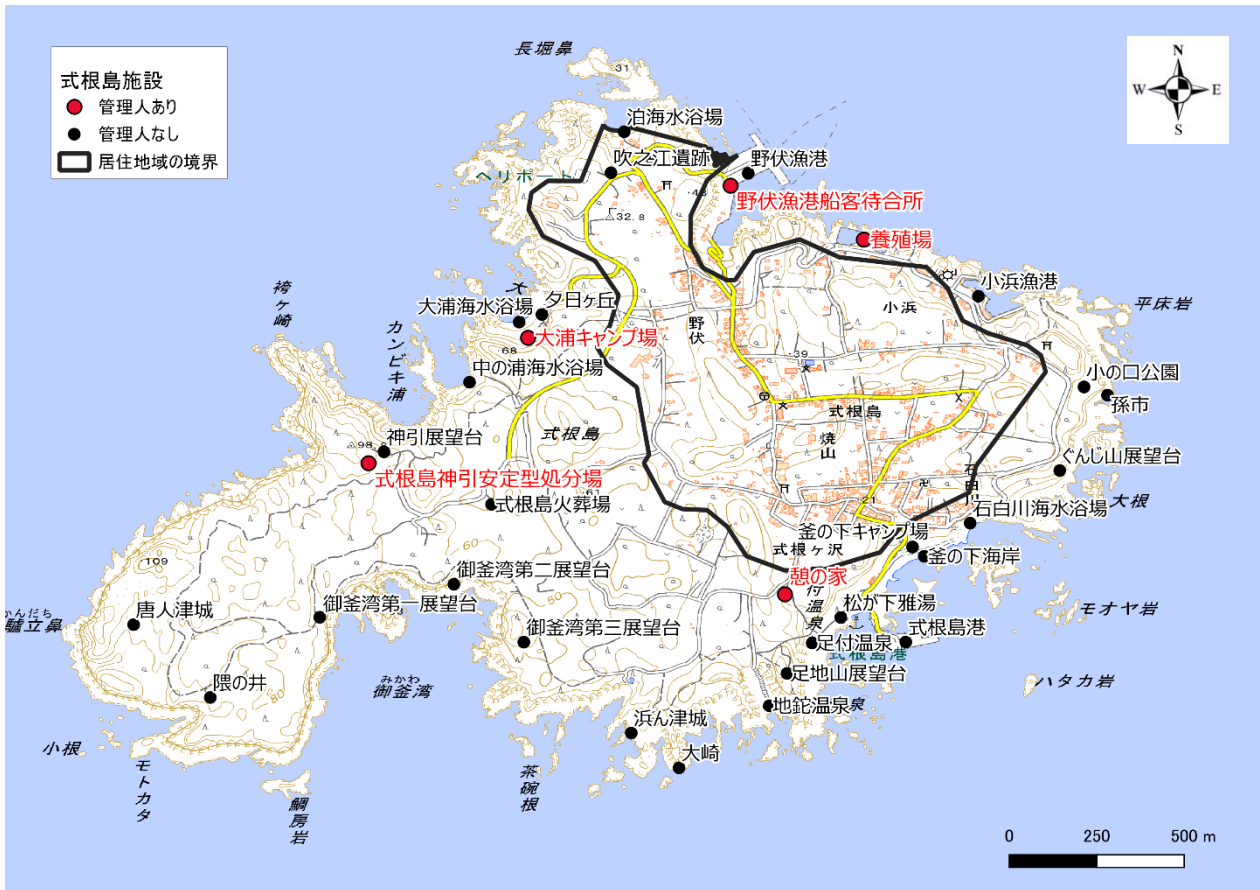


図 必要に応じて退避の誘導を行う施設位置図（式根島）

（５）立入規制範囲への立入り

立入規制範囲へは、村の許可を得た者に限り立ち入ることができる。

2 住民等への周知

村は、立入規制を実施した場合、支庁（出張所）と連携し、船客待合所、空港、観光施設、立入規制範囲に通じる道路等に表示板を設置する。

また、防災行政無線、広報車、表示板、電光掲示板、村ホームページ、村広報紙等のほか、関係機関を通じた船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設等でのチラシの掲示により、住民及び来島者に広く周知を図る。

なお、立入規制について周知を図る際は、立入規制範囲外であっても火山灰や小さな噴石等に注意が必要であることを合わせて周知する。

3 立入者の把握

村は、立入許可申請の書類等を基に、規制範囲への立入者を把握する。

第4章 警戒区域

1 警戒区域の設定・解除

(1) 警戒区域の設定

村長は、気象庁発表の噴火警報を入手し、火山現象により災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民及び来島者の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、東京管区気象台もしくは火山専門家の助言を受け、支庁長（出張所長）、警察署長と協議の上、災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を設定する。

警戒区域の範囲は、次のとおりとする。

- 本村、若郷、式根島の全ての地区又は一部の地区
- 火口から居住地域の境界までの全ての範囲又は一部の範囲
- 第3章1（1）に定めるところによるものの他、特に村長が設定する範囲

(2) 警戒区域の解除

村長は、気象庁発表の噴火警報・予報を入手し、又は東京管区気象台もしくは火山専門家からの助言を受け、関係機関との協議の結果、警戒区域の設定の必要がなくなったと判断した場合、警戒区域を解除する。

(3) 都への報告等

村長は、警戒区域を設定又は解除した場合、直ちに、支庁長（出張所長）を経由し、都知事（総務局）に報告するとともに、警察署長、東京管区気象台、消防団長に通知する。

(4) 警戒区域への立入制限等

村長は、警戒区域を設定した場合、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

2 住民等への周知

村は、警戒区域を設定した場合、警察署（駐在所）と連携し、住民等への周知を図る。

周知の方法として、村は、支庁（出張所）と連携し、船客待合所、空港、観光施設、警戒区域に通じる道路等に表示板を設置する。

また、防災行政無線、緊急速報メール、広報車、表示板、電光掲示板、村ホームページ、村広報紙等のほか、関係機関を通じた船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設等でのチラシの掲示により、住民及び来島者に広く周知を図る。

なお、警戒区域を解除した場合は、設定した場合と同様に、住民及び来島者に広く周知を図る。

第5章 避難情報

1 避難情報の発令

(1) 避難情報の発令

村長は、気象庁発表の噴火警報を入手し、火山現象により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民及び来島者の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、火山専門家の助言を受け、支庁長（出張所長）、警察署長、東京管区気象台長、関係機関の長と協議の上、災害対策基本法第60条に基づき、避難対象地域の住民等に対し、「避難準備・高齢者等避難開始」又は「避難勧告」もしくは「避難指示（緊急）」を発令する。

なお、「避難勧告」又は「避難指示（緊急）」を発令する場合において、必要があると認めるときは、立退き先を定めて発令する。

また、避難のための立退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認める場合は、屋内での待避等の安全確保措置の指示を発令する。

(2) 都への報告

村長は、避難情報を発令した場合、速やかに、支庁長（出張所長）を経由し、都知事（総務局）に報告する。

(3) 「避難準備・高齢者等避難開始」の発令基準

「避難準備・高齢者等避難開始」は、噴火警戒レベル4が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性がある場合、又は住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令する。

なお、噴火警戒レベル3が発表されるなど、居住地域近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性、もしくは噴火の発生がある場合には、「避難準備・高齢者等避難開始」の発令の有無にかかわらず、社会福祉施設、本村診療所、式根島診療所、避難行動要支援者、避難支援等関係者に「避難準備」を伝達する。

(4) 「避難勧告」・「避難指示（緊急）」の発令基準

「避難勧告」は、噴火警戒レベル5が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している場合、又は住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令し、緊急を要するときは「避難指示（緊急）」を発令する。

なお、島外避難は、次の判断要素から総合的に判断する。

表 島外避難の判断要素

区分	判断要素
島内全域における生命・身体への危険	<ul style="list-style-type: none">○ 陸域あるいは沿岸部及び浅海域での大規模な噴火（火砕流の発生、居住地域への多量の噴石や火山灰の降下）の可能性○ 多量の火山灰堆積後の大雨による居住地域周辺での土石流発生の可能性○ 島内全域での震度5程度の有感地震の続発や顕著な山体変形による山体崩壊の可能性○ 大量の火山ガスの放出による重大な健康被害発生の可能性
島内避難が困難・島外避難への影響	<ul style="list-style-type: none">○ 島内の避難所において避難者を収容することが困難○ ライフライン等の被害により島内避難生活の維持が困難○ 気象や火山活動の状況により船舶の接岸や航行が不可能となる可能性○ 複数の避難港が被災し使用が不可能となる可能性○ 大量の火山灰の堆積や降灰後の大雨による土石流の発生等により避難港への移送が不可能となる可能性

2 避難情報の伝達

(1) 避難情報の伝達体制

住民等への避難情報の伝達は、次の経路及び手段により行う。

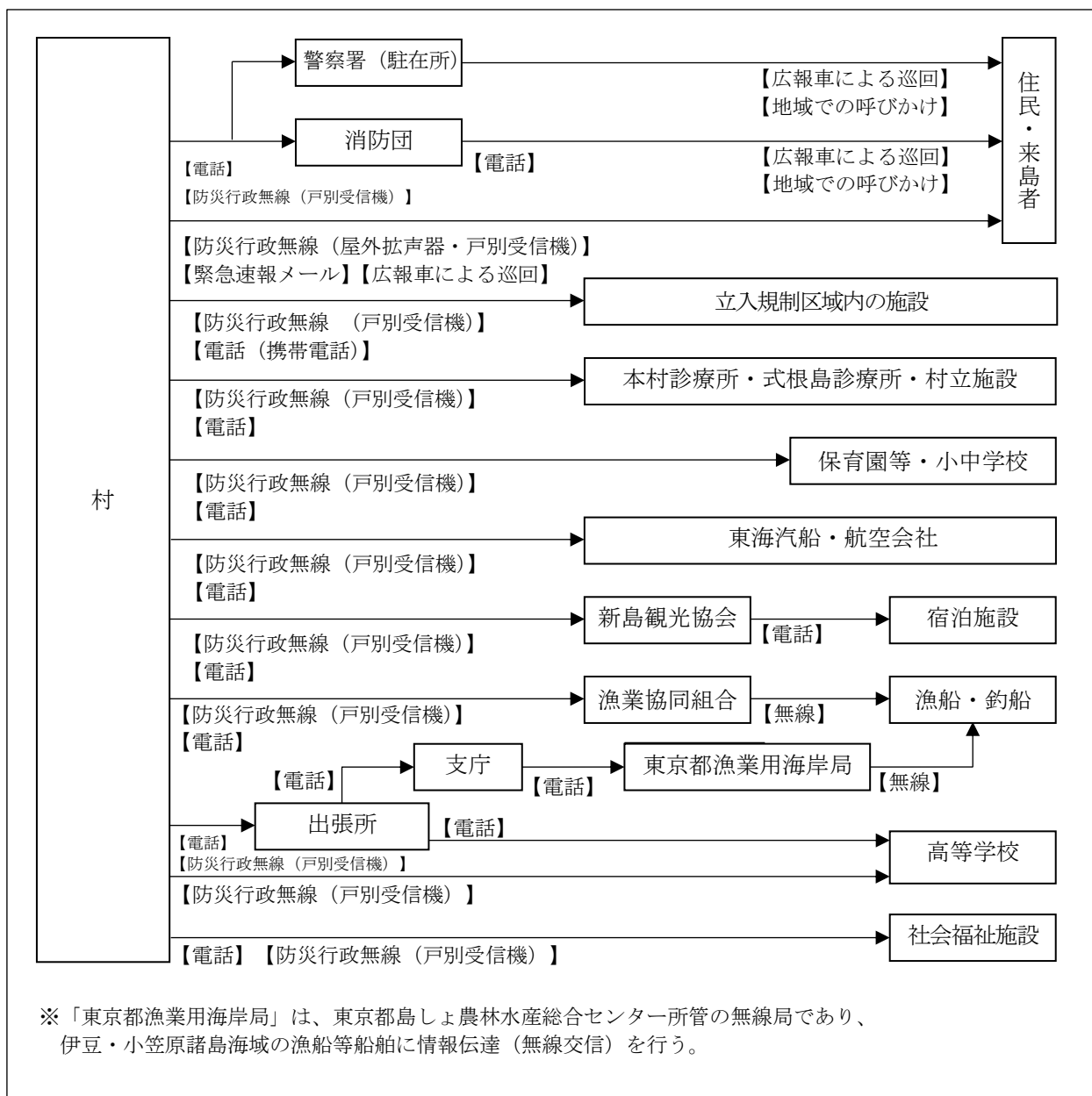


図 避難情報の伝達経路及び伝達手段

(2) 避難情報の伝達内容

避難情報の伝達内容は、次のとおりとする。

- 避難の理由、可能性のある現象
- 避難対象地域
- 立入規制範囲
- 避難の切迫性
- 避難先
- 避難方法
- 携行品・服装の留意点
- 電気・ガス・水道の遮断、戸締り
- ペットの同行避難についての留意事項
- 近隣の住民等への避難等の呼びかけ

(3) 留意事項

大雨等で防災行政無線（屋外拡声器）が聴き取りにくい場合があるため、広報車（村、警察署（駐在所）、消防団）による巡回、消防団員による戸別訪問等の呼びかけを併用する。

避難行動要支援者への伝達は、村、警察署（駐在所）、消防団等の避難支援等関係者が連携して行う。

第6章 避難対応

1 防災関係機関の準備

(1) 村

村は、避難対応に備え、火山活動の状況に応じて次の対応をとる。

- 住民に対する避難準備の呼びかけ（非常持出品の準備、避難方法の確認等）
- 関係機関への避難対応準備の連絡
- 村道の点検、機能確保
- 災害備蓄品の点検
- 防災機能（庁舎、通信設備等）の確認
- 避難者総数の把握
- 避難所の開設、点検
- 東海汽船、航空会社への避難対応準備の要請
- 避難手順の確認

(2) 支庁（出張所）

支庁（出張所）は、避難対応に備え、火山活動の状況に応じて次の対応をとる。

- 都道・港・空港の点検、機能確保
- 防災機能（庁舎、通信設備等）の確認

(3) 警察署（駐在所）・消防団

警察署（駐在所）、消防団は、避難対応に備え、火山活動の状況に応じて次の対応をとる。

- 装備等の点検等
- 防災機能（庁舎、通信設備等）の確認

2 一般住民の島内避難

(1) 避難方法

ア 基本とする避難方法

若郷地区の住民は、地区の一時集合場所に徒歩で集合し、一時集合場所から本村地区の避難先まで村有バス又は村有船で移送する。

なお、避難対象地域に危険が切迫し、一時集合場所と避難先を村有バス又は村有船で往復する時間的な余裕がない場合、又は、居住地域の実情により必要な場合は、避難先への直接避難を行う。

イ 自家用車による避難

次の場合は、自家用車による避難先への直接避難を可とする。ただし、相乗りを原則とするとともに、避難誘導者から避難方向等の指示を受けて避難する。

- 居住地域近くで噴火が開始する等、事態が切迫し、やむを得ない場合
- 降雨や強風等の気象状況により、徒歩による避難ができない場合
- 居住地域の実情等により、徒歩による避難では、相当の時間を要する場合

ウ 避難経路

避難先までの経路は、都道及び主要な村道を基本とする。

エ 孤立した場合の避難

避難経路が寸断され孤立した場合は、堅牢な建物に避難し救助を待つ。

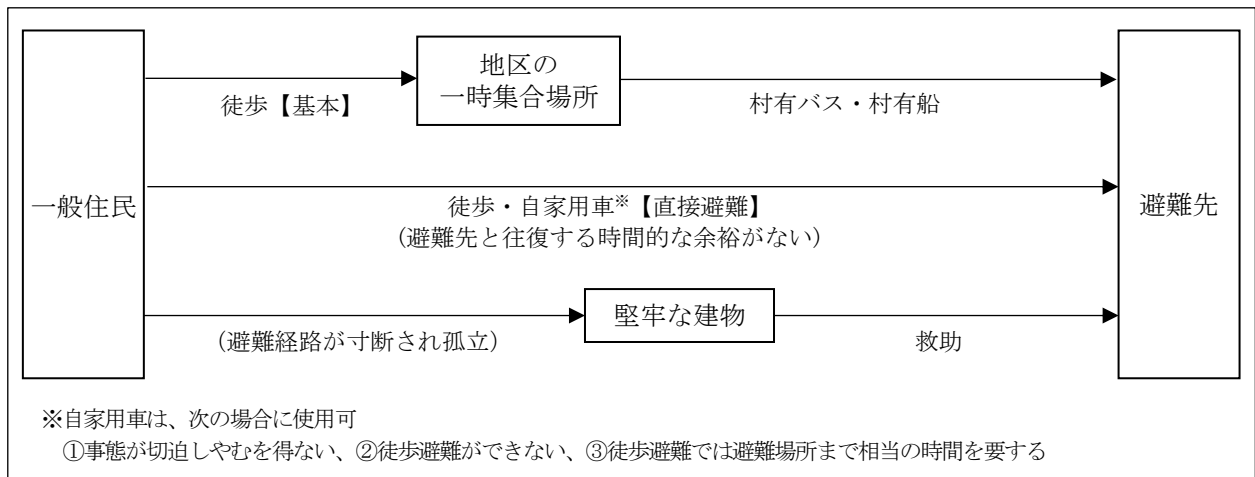


図 島内避難の方法

(2) 移送手段の確保

村は、移送手段として、バスを確保する。

(3) 避難先

避難先は、村が指定する避難所とする。なお、避難対象地域ごとの避難先は、「表 避難対象地域別避難計画（総括）」のとおりである。

(4) 避難誘導

ア 避難誘導者

避難誘導は、村職員、警察官、消防団員が行う。

イ 避難方向の指示

村は、支庁（出張所）からの情報（都道の路面状況等）や気象庁が発表する火山に関する情報等の情報（噴火場所、降灰方向等）を勘案し、避難誘導者に避難方向を指示する。

避難誘導者は、村防災行政無線（移動局）、警察無線（車載局・携帯局）、消防無線（車載局・携帯局）を携行し、村からの指示に基づき、自主防災組織役員等の引率者及び避難車両の運転手へ避難方向等を指示する。

ウ 交通規制

警察署（駐在所）は、避難対象地域への車両の進入を規制する。

エ 残留者の確認

村職員、警察官、消防団員は、残留者の確認を行う。

避難指示に従わない者に対しては、危険性等を説明し、避難するよう説得に努める。

表 避難対象地域別避難計画（総括）※1

避難対象地域	人口 ※2	バス台数 ※3	避難誘導者	避難場所	避難先※4
本村	1,893人	127台	<ul style="list-style-type: none"> ・村職員 ・警察官 ・消防団員 	—	—
若郷	304人	21台		<ul style="list-style-type: none"> ・旧若小グラウンド ・霞山広場 ・若郷臨時ヘリポート ・若郷避難施設 (2020年度建築予定) 	本村 避難所 収容人数 2,450人
式根島	523人	35台		—	—

※1 避難対象地域別の計画は、マニュアル編を参照のこと。

※2 平成31年2月現在

※3 一台当たり15人乗車する場合に移送に要する台数

※4 本村地区、式根島に噴火の影響が及ぶ場合は、島外避難を判断することを想定している。

3 一般住民の島外避難

(1) 島外避難の要請

村長は、島外避難を判断した場合、支庁長（出張所長）を経由し、都知事（総務局）に避難者の島外移送を要請する。

(2) 避難方法

ア 島内

(ア) 基本とする避難方法

地区の一時集合場所に徒歩で避難した後、一時集合場所から避難港まで状況に応じて村有バス又は村有船で移送、あるいは徒歩で移動する。

なお、次の場合は、自家用車による一時集合場所までの避難を可とする。ただし、相乗りを原則とするとともに、避難誘導者から避難方向等の指示を受けて避難する。

- 居住地域近くで噴火が開始するなど、事態が切迫し、やむを得ない場合
- 降雨や強風等の気象状況により、徒歩による避難ができない場合
- 居住地域の実情等により、徒歩による避難では、相当の時間を要する場合

(イ) 避難経路

避難港までの経路は、都道及び主要な村道を基本とする。

(ウ) 事前に島内避難している場合の避難

事前に島内避難している場合は、避難所から避難港まで村が確保したバス等で移送する。

(エ) 孤立した場合の避難

避難経路が寸断され孤立した場合は、堅牢な建物に避難し救助を待つ。

イ 島外

(ア) 海上移送

避難港から受入港までは、都（港湾局・総務局）が確保する船舶で移送する。

(イ) 陸上移送

受入港から避難先までは、都（財務局）が確保するバス等を中心とした手段で移送する。

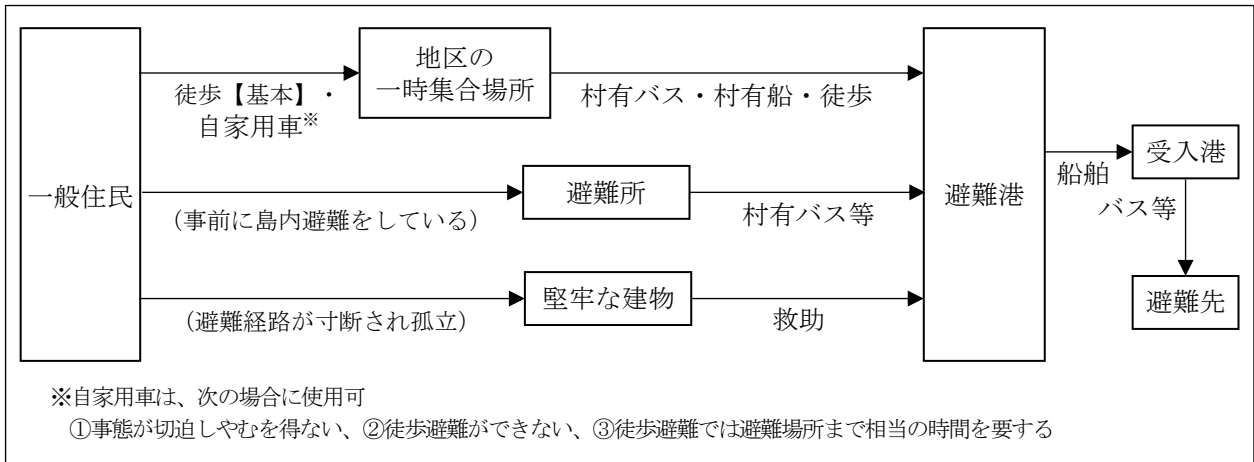


図 島外避難の方法

(3) 移送手段の確保

ア 島内

村は、島内移送の手段としてバスを確保する。

イ 島外

都（港湾局・総務局）は、海上移送の手段として、東海汽船や協定締結団体等から船舶を確保する。また、海上保安本部、自衛隊に海上移送を要請する。

都（財務局）は、陸上移送の手段として、東京バス協会等からバス等を確保する。

(4) 港

ア 避難港

避難港は、新島では新島港と羽伏漁港、式根島では式根島港と野伏漁港とする。

村長は、気象、火山活動、道路・港の状況等から避難港を選定し、支庁長（出張所長）に報告する。

イ 受入港

受入港は東京港を基本とし、都（港湾局）が東京港内に船舶の係留場所を確保する。また、近隣県の港を利用する必要がある場合は、都（総務局）が近隣県と調整する。

(5) 避難先

都（総務局・福祉保健局）は、受入港からの距離や避難者数等を踏まえ、東京港周辺区（千代田区、中央区、港区、江東区、品川区等）や都各局等と調整し、避難先を決定する。

(6) 避難誘導

ア 島内

(ア) 避難誘導者

避難誘導は、村職員、警察官、消防団員が行う。

(イ) 避難方向の指示

村は、支庁（出張所）からの情報（都道の路面状況等）や気象庁が発表する火山に関する情報等の情報（噴火場所、降灰方向等）を勘案し、避難誘導者に避難方向を指示する。

避難誘導者は、村防災行政無線（移動局）、警察無線（車載局・携帯局）、消防無線（車載局・携帯局）を携行し、村からの指示に基づき、自主防災組織役員等の引率者及び避難車両の運転手へ避難方向等を指示する。

(ウ) 車両誘導

警察署（駐在所）は、避難港周辺で車両を誘導する。

(エ) 残留者の確認

村職員、警察官、消防団員は、残留者の確認を行う。

避難指示に従わない者に対しては、避難誘導者が危険性等を説明し、避難するよう説得に努める。

(オ) 船舶への誘導

村は、船舶への誘導に当たり、乗船者名簿により乗船者の確認を行う。また、船舶への誘導については、支庁（出張所）や消防団等の関係機関の協力を得て実施する。

イ 島外

都（福祉保健局）は、受入港から避難先までの避難誘導について、警視庁等の関係機関の協力を得て実施する。

4 児童・生徒等の避難

(1) 避難情報の伝達

村は、児童・生徒等の在校中に避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を発令した場合、保育園、小学校、中学校に避難情報を伝達する。

支庁（出張所）は、生徒の在校中に避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）が発令された場合、高等学校に避難情報を伝達する。

(2) 避難対応

学校長は、児童・生徒等の在校中に村又は支庁（出張所）から避難情報の連絡があった場合、直ちに授業を中止し、保護者に連絡の上、帰宅の措置をとる。

ただし、事態が切迫している場合には、島内避難の場合は避難先まで、島外避難の場合は避難港までバス等で移送する。

5 避難行動要支援者の避難

(1) 避難の基準

避難行動要支援者の避難準備、島内避難、島外避難は、次の場合に行う。

表 避難行動要支援者の避難の基準

区分	基準
避難準備	○ 噴火警戒レベル3が発表されるなど、居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性、もしくは噴火の発生がある場合
島内避難	○ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）が発令された場合
島外避難	○ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）が発令され、火山活動の状況等から島外避難が必要と判断した場合

(2) 避難支援

避難行動要支援者の避難支援は、村、支庁（出張所）、警察署（駐在所）、消防団等の避難支援等関係者が連携して行う。

(3) 島内避難

避難行動要支援者の島内における避難先は、協定を結んでいる新島はまゆう会特別養護老人ホームとする。なお、地域防災計画の改定により、福祉避難所が指定された場合は、福祉避難所を避難先とする。

避難先までは、村が関係機関と連携し、適切な手段により移送する。なお、家族等の支援者が移送する場合は、自家用車の利用を可とする。

(4) 島外避難

村は、避難行動要支援者の島外避難を判断した場合、支庁（出張所）を経由し、都（福祉保健局）に島外への移送を要請する。

島外への移送については、都（福祉保健局）と村で協議の上、適切な手段により移送することとし、都（福祉保健局・総務局）が関係機関に移送を要請する。

6 来島者の避難

村は、来島者に対して、新島観光協会、東海汽船、航空会社、宿泊施設等を通じ、島外避難を呼びかける。

また、住民や防災関係機関等の関係者以外の来島を控えるよう、広く一般に呼びかける。

7 住民の自主避難

(1) 島内での自主避難

村は、島内での自主避難を希望する住民に対して、避難所を開設するとともに、食料や生活必需品等を携行するよう周知する。

なお、島内での自主避難は、自力での避難所への移動、避難者による自活を基本とする。

(2) 島外への自主避難

村は、住民に対して、島外の親戚、知人宅等に自主避難する場合には、村に所在を把握できる情報を連絡するとともに、空港や港に自家用車を放置しないよう呼びかける。また、空港や港までの移動手段として村有バスを運行させる。

村は、住民からの情報を基に所在を把握し、島外へ自主避難した住民の名簿を作成する。

8 避難に際し住民のとりべき対応

避難に際し住民のとりべき対応は、次のとおりである。

- 事前に、避難が必要となる状況、一時集合場所・避難場所・避難所等を防災マップ等で把握しておくこと。
- 事前に、避難の際の携帯品を準備しておき、避難の際は、混乱を避けるため制限を守ること。常備薬等の医薬品は、避難が長期にわたる可能性も含め、十分な量を携帯すること。
- 避難の前には、必ず火気器具は消火を確認し、ガスはボンベのバルブを閉め、電気はブレーカーを切る等出火を防止すること。
- 避難の際は、頭巾・ヘルメット、動きやすい靴、防塵眼鏡、マスクを着用すること。
- 避難の際は、避難誘導者（村職員、警察官、消防団員）等の引率者の指示に従うこと。
- 避難の際は、近隣への声かけ、村、支庁（出張所）、警察署（駐在所）、消防団等の避難支援等関係者と連携した避難行動要支援者の避難支援等、互いに協力して全員が安全に避難できるようにすること。
- 島外へ自主避難をする場合は、村に連絡先等を報告すること。また、空港や港に自家用車を放置せず、移動にあたっては村有バスで移動すること。
- ペットと同行避難する場合は、第7章3に定める留意事項を守ること。
- 行動は冷静に行い、不確実な情報に惑わされないよう注意すること。

第7章 避難に伴う対応措置

1 医療救護

村は、噴火による傷病者の対応を、新島では本村診療所、式根島では式根島診療所又は避難所に設置する医療救護所において行う。なお、本村診療所及び式根島診療所での対応が困難な場合は、支庁から都（島しょ保健所）を通じ、都（福祉保健局）に応援又は患者の島外への搬送を要請する。

都（福祉保健局）は、村から要請があった場合、本村診療所及び式根島診療所への都医療救護班の派遣等又は島外の医療機関への搬送を行う。

2 行方不明者等の捜索・救助

行方不明者又は要救助者が発生した場合、警察署（駐在所）、消防団は、捜索又は救助を行う。また、村は、必要に応じて、支庁を経由し、都（総務局）に応援を要請する。

都（総務局）は、村から要請があった場合、関係機関に捜索又は救助を要請する。

3 ペットの同行避難

ペットは、同行避難を可とする。

なお、ペットの所有者に対する同行避難についての留意事項は、次のとおりとする。

- 避難の際は、リード・首輪を装着し、ケージやキャリーバッグに収容すること。
- ペット用の餌、水、食器、トイレ用品等のペット用品を携行すること。
- 避難所では、指定された飼養スペースにおいて、自己責任で飼養すること。
- 避難所の管理者、現地動物救護本部等の指示に従い、適正な飼養に努めること。

4 産業動物対策

支庁（出張所）及び村は、事業者から要請があった場合、産業動物の移送、受入れについて調整する。

5 残留機関の現地活動対策

島外避難に当たっては、災害対応、ライフライン維持、治安維持、火山観測等の現地活動を行う残留機関を支援するための拠点を、島内や洋上の船舶等に、状況に応じて設置する。

現地活動を行うに当たっては、村に活動内容や規模等を届け出ること。また、細心の注意を払うとともに、火山活動の推移により避難が必要になった場合の避難方法について、あらかじめ検討すること。

第8章 避難生活

1 島内での避難生活

(1) 避難所の開設

村は、避難所を開設する。

なお、学校施設を使用する場合は、避難が長期化した際の授業再開に関して調整を図ることに留意する。

(2) 避難所の運営

ア 避難所事務所の開設

避難所には、避難所の運営本部として「避難所事務所」を設置し、避難所運営の拠点とする。

イ 自主運営組織の確立

避難所での生活の長期化を考慮し、原則として自主防災組織等の代表者による自主運営組織を確立する。

組織の運営に当たっては、女性の参画を求めるとともに、男女のニーズの把握、性別での役割固定化がないよう配慮する。

村職員は、自主運営組織の確立や円滑な運営のための支援を行う。

ウ 避難所担当職員会議

村は、避難所担当職員を定期的に村役場（村災害対策本部）に集め、避難所の管理・運営方法、二次災害対策等の諸対策について情報交換や協議を行う。

避難所担当職員は、村（村災害対策本部）からの情報を避難者に提供する。

エ 避難環境の整備

村は、関係機関と連携し、可能な限り次のような避難所の生活環境の整備に努める。

- 生活、休憩、更衣等のスペース確保
- 専用エリア（要配慮者、乳幼児のいる家庭、単身女性等）、男女別更衣室・物干場、授乳室、女性用トイレの設置等の配慮
- 避難者のプライバシー確保
- 飲料水や食品の安全確保
- トイレ機能の確保
- 室内、トイレ、ごみ保管場所等の衛生管理
- 防犯対策
- 医療救護所の設置
- 感染症予防、患者発生時の感染拡大防止
- 冷暖房、公衆電話、掲示板等の設置
- 防火対策
- 燃料（ガソリン、軽油等）使用時及び保管時の安全対策

(3) 救援体制

ア 食料・生活必需品等の供給

(ア) 食料の供給

村は、炊き出し等の体制が整うまでの間、備蓄又は調達する食料を支給し、体制が整った後は、村の給食施設を使用した炊き出しや加工食品の調達を実施する。

なお、必要に応じて、支庁を経由し、都（福祉保健局）に食料の調達を要請するとともに、都（総務局）に自衛隊による炊飯等の要請を求める。

(イ) 生活必需品等の供給

村は、備蓄又は調達する生活必需品等を支給する。なお、必要に応じて、支庁を経由し、都（福祉保健局）に生活必需品等の調達を要請する。

(ウ) 食料・生活必需品等の輸送拠点

調達した食料及び生活必需品等の輸送拠点は、村役場、新島港、羽伏漁港、新島空港、式根島港、野伏漁港、その他の公共施設等とする。

イ 健康管理

村は、在宅の難病患者及び体調不良を訴える避難者の対応を、新島では本村診療所、式根島では式根島診療所又は避難所に設置する医療救護所において行う。また、巡回健康相談等を行うため、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成し、避難所等に派遣する。

都（福祉保健局）は、村の編成する保健活動班による避難所・仮設住宅等への巡回健康相談体制の確保や、災害派遣精神医療チーム（東京DPAT）等による精神科医療機関の機能補完、一般住民への対応や支援者への支援等メンタルヘルスケア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行う。

(4) 要配慮者対策

村は、自宅や避難所で生活している要配慮者（高齢者、障害者等）に対し、状況に応じて協定を結んでいる新島はまゆう会特別養護老人ホームに収容する。また、福祉避難所を開設した場合は、開設日時、場所、避難者数、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、所定の様式により、速やかに、都（福祉保健局）、警察署（駐在所）、消防団等の関係機関に連絡する。

村は、島内での避難生活が困難であり、島外の施設又は医療機関等への移送が必要と判断した場合、支庁を経由し、都（福祉保健局）に島外への移送を要請する。

移送については、都（福祉保健局）と村で協議の上、適切な手段により移送することとし、都（福祉保健局・総務局）が関係機関に移送を要請する。

(5) ペット対策

都（福祉保健局）や東京都獣医師会等関係団体が協働して設置する「動物救援本部」が中心となり、被災動物の保護等を行う。

村は、避難所敷地内又は近傍に飼養場所を確保するとともに、都（福祉保健局）と協力し、ペットの所有者に適正飼養を指導する。

都（福祉保健局）は、「動物保護班」及び「動物医療班」を編成し、被災住民等への動物救護に関する情報の提供、被災動物の保護・搬送、村からの応援要請に基づく避難所での獣医療に携わる。また、村と協力し、ペットの所有者に適正飼養を指導する。

(6) その他

ア 治安の維持

警察署（駐在所）は、都道等の封鎖、検問により、避難対象地域への立入りを規制する。また、村は、報道機関等を通じて規制措置を周知する。

警察署（駐在所）は、避難所における防犯のため、村や避難所の自主運営組織と連携し、避難者への注意喚起や不審通報等呼びかける。

イ 報道機関への対応

記者発表は、村長が行う。その際、火山活動や避難対象地域に関する資料を配布する。報道機関には、避難支援や生活安定のための情報等について報道するよう依頼するとともに、安全な取材、報道活動を要請する。

ウ 相談窓口の設置

村は、必要に応じて庁舎及び避難所に相談窓口を設置し、村職員を配置して住民からの相談に当たる。

エ 受援対策

村、警察署（駐在所）、消防団は、応援を要請した場合、応援部隊の受入場所や宿泊施設の確保等の受援対策に努める。

2 島外での避難生活

避難所の開設・運営、要配慮者対策、ペット対策、応急住宅対策、応急教育等の避難生活の支援は、都地域防災計画等に基づき、都、村、関係機関が連携して実施する。

【マニュアル編】

※マニュアル編は、本避難計画（素案）策定後検討を行う。

【附属資料】

※附属資料は、本避難計画（素案）策定後検討を行う。